



紀美野町

# 暮らしの ガイドブック

空・山・川のふれあいのある、  
美しいふるさと



住所表示

庁舎案内

新町の業務内容

生活

育児・健康  
・福祉

教育

産業・環境

生活環境

その他

住所表示の変更により  
必要となる手続き

公共施設の  
名称



紀美野町

## 暮らしのガイドブック

空・山・川のふれあいのある、美しいふるさと

お問い合わせ先

紀美野町役場(本庁)

海草郡紀美野町動木287番地

☎ 073-489-2430(代表)

神野支所

海草郡紀美野町神野市場226番地1

☎ 073-495-2021(代表)

発行日 平成17年12月

編集 野上町・美里町合併協議会

# 平成18年1月1日 「紀美野町」が誕生します!!



平成18年1月1日の「紀美野町」誕生まで、あとわずかになりました。  
平成15年12月に野上町・美里町合併協議会を設置し、新町としての行政サービスや負担水準の調整にあたっては、住民生活に支障のないよう一体性を確保し、サービスや福祉の向上に努め、負担は公平に、また、行政格差を生じないように調整するとともに、一方では新町の健全財政に努めることも考えながら、合併に関する協議を行ってきたところです。

このたび、住民のみなさんの日常生活に欠かせない行政情報や、新しい紀美野町役場がどのような体制になり、どのような業務を行うのか、また新町内の公共施設などについてわかりやすく紹介させていただき、みなさんの暮らしにお役立ていただくために紀美野町「暮らしのガイドブック」を作成しました。このガイドブックを、お手元に置いてご利用いただければ幸いです。

平成17年12月

野上町・美里町合併協議会



空・山・川のふれあいのある、  
美しいふるさと

# C O N T E N T S

## 住所表示

紀美野町の住所表示	2
-----------	---

## 庁舎案内

庁舎案内	6
------	---

## 新町の業務案内

## 生活

登録・証明・届出	16
税金	19
国民健康保険	21
老人医療	21
国民年金	22
医療費の助成	23

## 育児・保健・福祉

母子保健・育児	24
保健	25
その他の制度	25
飼い犬の登録	25
児童福祉	26
高齢者福祉	28
介護保険	29
障害者福祉	30

## 教育

学校教育・青少年・文化財	32
生涯学習・スポーツ	33

## 産業・観光

農地の活用	35
農業・林業	35
観光・商業	35

## 生活環境

ごみ	36
町営住宅	38
上水道・簡易水道	39
自治会等	39

## その他

議会	40
選挙	40
交通	40
情報公開・個人情報保護	40
地籍調査	41
建設関係	41
消防	42
防災行政無線	42

## 住所表示の変更により必要となる手続き

.....	43
-------	----

## 公共施設の名称

.....	52
-------	----

## 本冊子を読むにあたって

- 本冊子の内容は、平成17年11月末日現在でまとめています。
- 新町の業務内容は、住民生活に関わりの深いものを抜粋しています。この先は、住民のみなさんの必要に応じて、各担当窓口の職員がご案内させていただきます。
- 本冊子で紹介する各施設の電話番号の市外局番は（073）です。

# 住所表示

## 紀美野町の住所表示

合併により、野上町・美里町の名称は「紀美野町」になります。

これまでの野上町は、

例) 和歌山海草郡野上町動木287番地→和歌山海草郡紀美野町動木287番地

これまでの美里町は、

例) 和歌山海草郡美里町神野市場226番地1→和歌山海草郡紀美野町神野市場226番地1

●また、地番に枝番がある場合、「〇〇番地の〇」という表記から、「〇〇番地〇」という表記に変わります。  
(「の」が無くなります。)

※郵便番号、電話番号に変更はありません。

## 「紀美野町」の住所表示一覧

郵便番号	旧住所	新住所
640-1113	和歌山海草郡野上町梅本	和歌山海草郡紀美野町梅本
640-1115	和歌山海草郡野上町奥佐々	和歌山海草郡紀美野町奥佐々
640-1255	和歌山海草郡野上町釜滝	和歌山海草郡紀美野町釜滝
640-1251	和歌山海草郡野上町国木原	和歌山海草郡紀美野町国木原
640-1112	和歌山海草郡野上町坂本	和歌山海草郡紀美野町坂本
640-1102	和歌山海草郡野上町柴目	和歌山海草郡紀美野町柴目
640-1121	和歌山海草郡野上町下佐々	和歌山海草郡紀美野町下佐々
640-1141	和歌山海草郡野上町小畑	和歌山海草郡紀美野町小畑
640-1131	和歌山海草郡野上町動木	和歌山海草郡紀美野町動木
640-1114	和歌山海草郡野上町中田	和歌山海草郡紀美野町中田
640-1101	和歌山海草郡野上町長谷	和歌山海草郡紀美野町長谷
640-1252	和歌山海草郡野上町西野	和歌山海草郡紀美野町西野
640-1253	和歌山海草郡野上町東野	和歌山海草郡紀美野町東野
640-1111	和歌山海草郡野上町福井	和歌山海草郡紀美野町福井
640-1254	和歌山海草郡野上町松瀬	和歌山海草郡紀美野町松瀬
640-1103	和歌山海草郡野上町吉野	和歌山海草郡紀美野町吉野
640-1213	和歌山海草郡美里町赤木	和歌山海草郡紀美野町赤木
640-1231	和歌山海草郡美里町上ヶ井	和歌山海草郡紀美野町上ヶ井
640-1207	和歌山海草郡美里町井堰	和歌山海草郡紀美野町井堰
640-1365	和歌山海草郡美里町今西	和歌山海草郡紀美野町今西
640-1202	和歌山海草郡美里町初生谷	和歌山海草郡紀美野町初生谷
640-1353	和歌山海草郡美里町門明寺	和歌山海草郡紀美野町門明寺
640-1222	和歌山海草郡美里町大角	和歌山海草郡紀美野町大角

郵便番号	旧住所	新住所
640-1351	和歌山県海草郡美里町勝谷	和歌山県海草郡紀美野町勝谷
640-1211	和歌山県海草郡美里町桂瀬	和歌山県海草郡紀美野町桂瀬
640-1215	和歌山県海草郡美里町鎌滝	和歌山県海草郡紀美野町鎌滝
640-1201	和歌山県海草郡美里町北野	和歌山県海草郡紀美野町北野
640-1472	和歌山県海草郡美里町毛原上	和歌山県海草郡紀美野町毛原上
640-1474	和歌山県海草郡美里町毛原中	和歌山県海草郡紀美野町毛原中
640-1476	和歌山県海草郡美里町毛原下	和歌山県海草郡紀美野町毛原下
640-1473	和歌山県海草郡美里町毛原宮	和歌山県海草郡紀美野町毛原宮
640-1243	和歌山県海草郡美里町神野市場	和歌山県海草郡紀美野町神野市場
640-1475	和歌山県海草郡美里町小西	和歌山県海草郡紀美野町小西
640-1364	和歌山県海草郡美里町菅沢	和歌山県海草郡紀美野町菅沢
640-1363	和歌山県海草郡美里町田	和歌山県海草郡紀美野町田
640-1212	和歌山県海草郡美里町高畑	和歌山県海草郡紀美野町高畑
640-1362	和歌山県海草郡美里町滝ノ川	和歌山県海草郡紀美野町滝ノ川
640-1352	和歌山県海草郡美里町谷	和歌山県海草郡紀美野町谷
640-1223	和歌山県海草郡美里町津川	和歌山県海草郡紀美野町津川
640-1361	和歌山県海草郡美里町中	和歌山県海草郡紀美野町中
640-1241	和歌山県海草郡美里町永谷	和歌山県海草郡紀美野町永谷
640-1235	和歌山県海草郡美里町野中	和歌山県海草郡紀美野町野中
640-1471	和歌山県海草郡美里町長谷宮	和歌山県海草郡紀美野町長谷宮
640-1203	和歌山県海草郡美里町花野原	和歌山県海草郡紀美野町花野原
640-1242	和歌山県海草郡美里町樋下	和歌山県海草郡紀美野町樋下
640-1244	和歌山県海草郡美里町福田	和歌山県海草郡紀美野町福田
640-1205	和歌山県海草郡美里町真国宮	和歌山県海草郡紀美野町真国宮
640-1366	和歌山県海草郡美里町松ヶ峯	和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯
640-1221	和歌山県海草郡美里町三尾川	和歌山県海草郡紀美野町三尾川
640-1233	和歌山県海草郡美里町南畑	和歌山県海草郡紀美野町南畑
640-1206	和歌山県海草郡美里町蓑垣内	和歌山県海草郡紀美野町蓑垣内
640-1204	和歌山県海草郡美里町蓑津呂	和歌山県海草郡紀美野町蓑津呂
640-1214	和歌山県海草郡美里町明添	和歌山県海草郡紀美野町明添
640-1232	和歌山県海草郡美里町箕六	和歌山県海草郡紀美野町箕六
640-1234	和歌山県海草郡美里町安井	和歌山県海草郡紀美野町安井
640-1354	和歌山県海草郡美里町四郷	和歌山県海草郡紀美野町四郷

## 住所変更に関する証明書

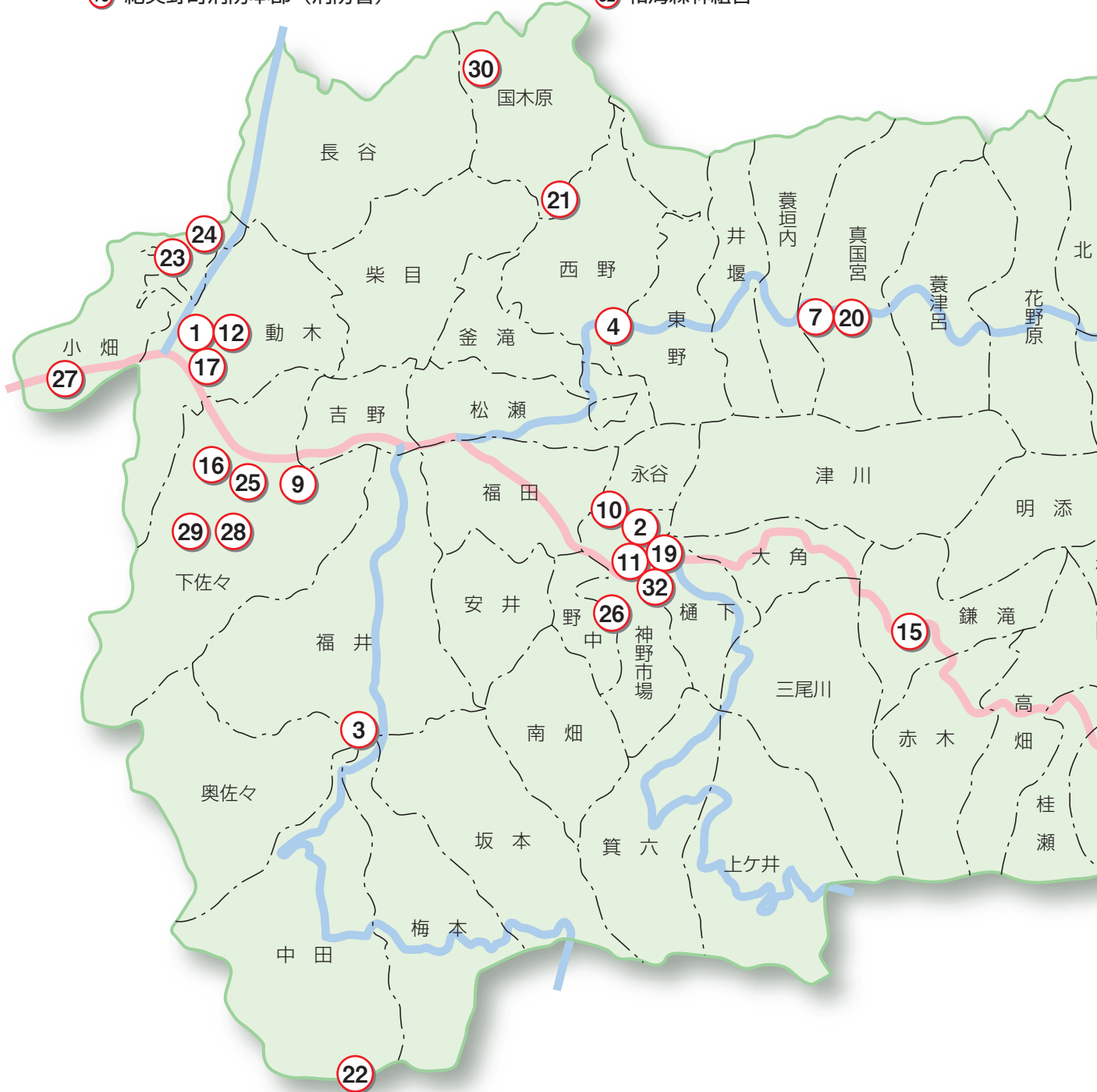
合併に伴い、住所変更に関する証明書（無料）を、紀美野町役場住民課窓口、または神野支所住民室窓口で交付します。

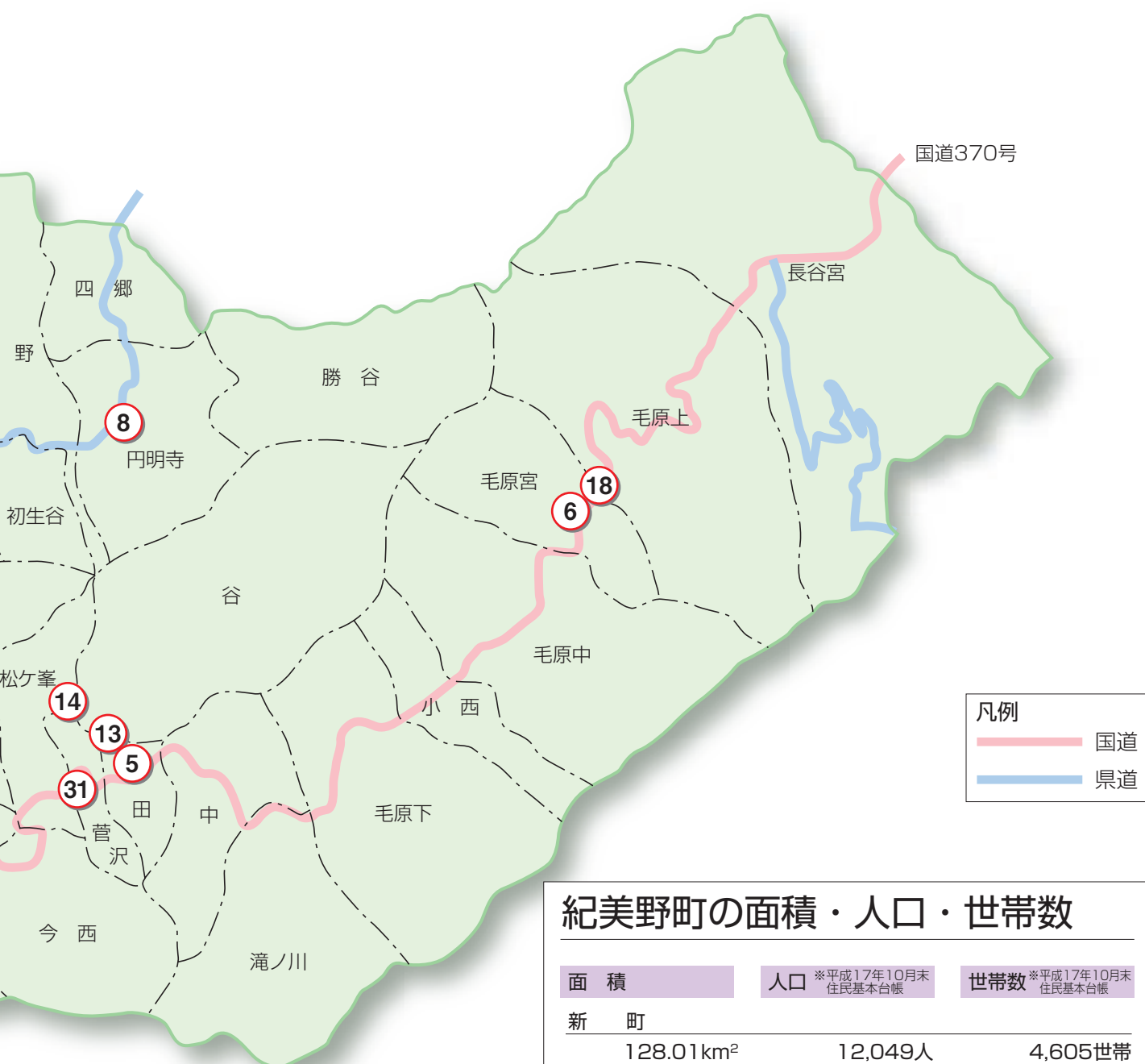
住所変更の手続きに際し、証明書が必要な方は、お申し出下さい。

# 紀美野町大字区域

## 公共施設等

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| ① 紀美野町役場 本庁         | ①7 海南警察署野上幹部交番     |
| ② 紀美野町役場 神野支所       | ①8 海南警察署毛原宮警察官駐在所  |
| ③ 小川出張所 (小川診療所)     | ①9 海南警察署神野市場警察官駐在所 |
| ④ 志賀野出張所 (志賀野診療所)   | ②0 海南警察署真国宮警察官駐在所  |
| ⑤ 国吉出張所 (国吉診療所)     | ②1 のかみふれあい公園       |
| ⑥ 長谷毛原出張所 (長谷毛原診療所) | ②2 山の家おいし          |
| ⑦ 真国出張所 (真国診療所)     | ②3 総合運動場           |
| ⑧ 細野診療所             | ②4 野上勤労者体育センター     |
| ⑨ 紀美野町浄水場           | ②5 武道館             |
| ⑩ 文化センター            | ②6 農村総合センター        |
| ⑪ 町民会館              | ②7 国保野上厚生総合病院      |
| ⑫ 中央公民館             | ②8 やすらぎ園           |
| ⑬ セミナーハウス未来塾        | ②9 総合福祉センター        |
| ⑭ みさと天文台            | ③0 五色台広域施設組合       |
| ⑮ 自然体験世代交流センター      | ③1 美里温泉かじか荘        |
| ⑯ 紀美野町消防本部 (消防署)    | ③2 和海森林組合          |





凡例  
— 国道  
— 県道

### 紀美野町の面積・人口・世帯数

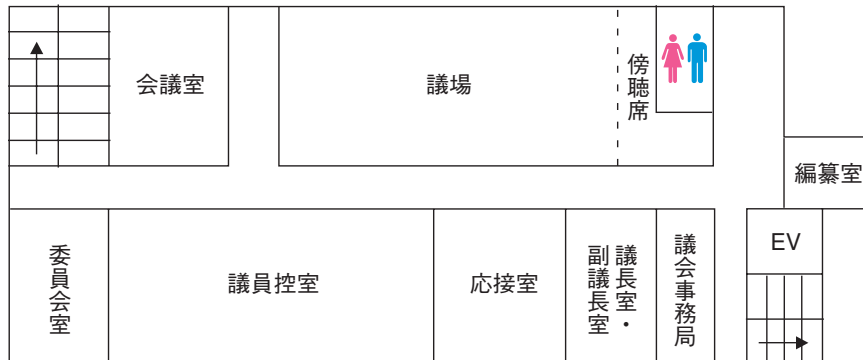
面積	人口 <small>※平成17年10月末 住民基本台帳</small>	世帯数 <small>※平成17年10月末 住民基本台帳</small>	
新 町	128.01km <sup>2</sup>	12,049人	4,605世帯
旧野上町	38.56km <sup>2</sup>	8,051人	2,961世帯
旧美里町	89.45km <sup>2</sup>	3,998人	1,644世帯

# 庁舎案内

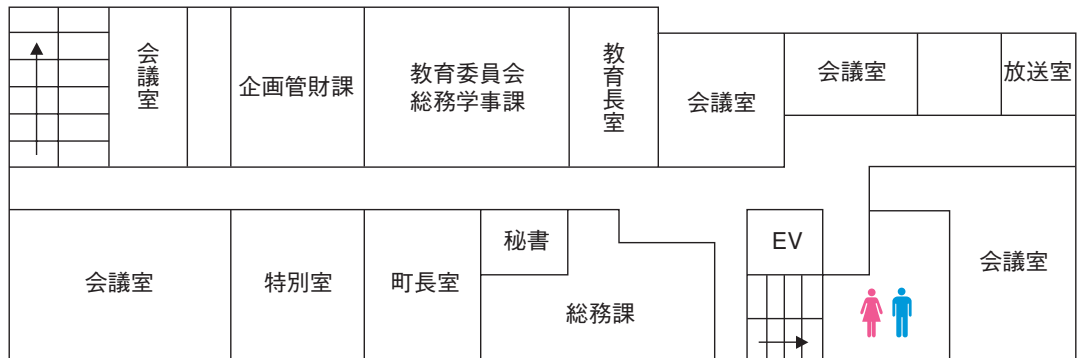
## 紀美野町役場（本庁）

●お問い合わせ先／紀美野町役場 ☎ 489 - 2430（代表）和歌山県海草郡紀美野町動木 287 番地

3F



2F

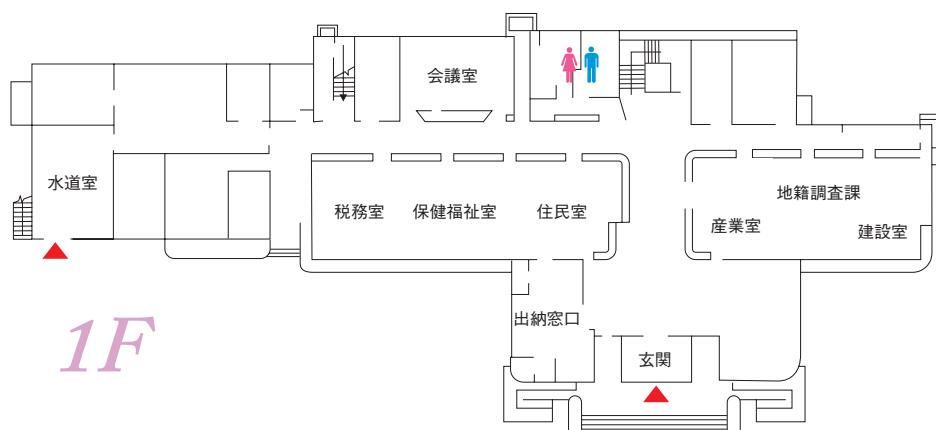
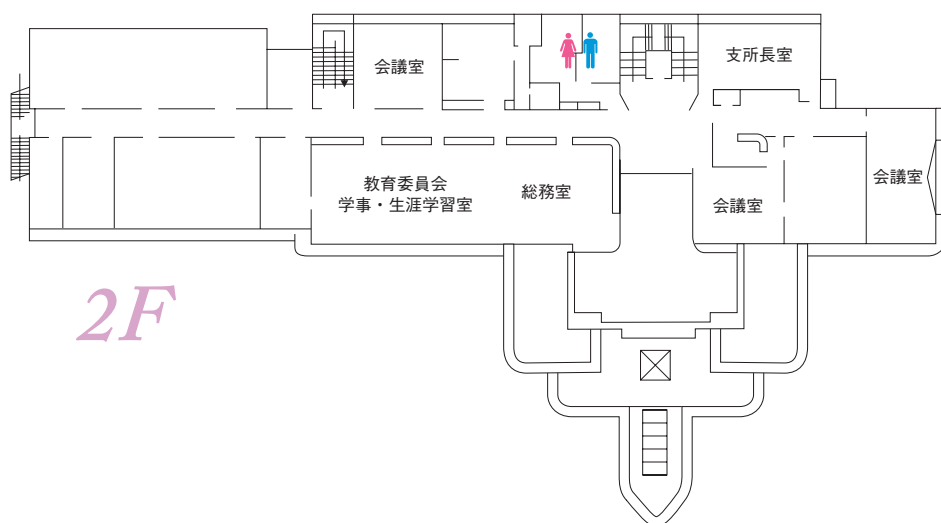


1F



## 紀美野町役場 神野支所

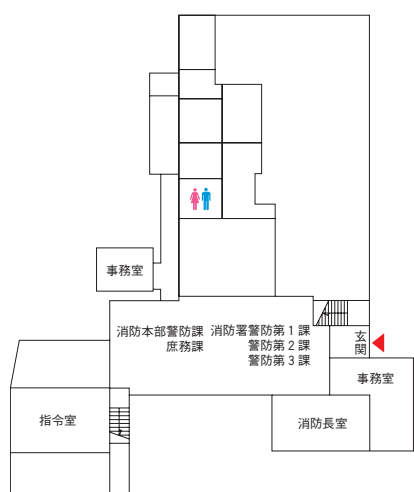
●お問い合わせ先／神野支所 ☎ 495 - 2021 (代表) 和歌山県海草郡紀美野町神野市場 226 番地 1



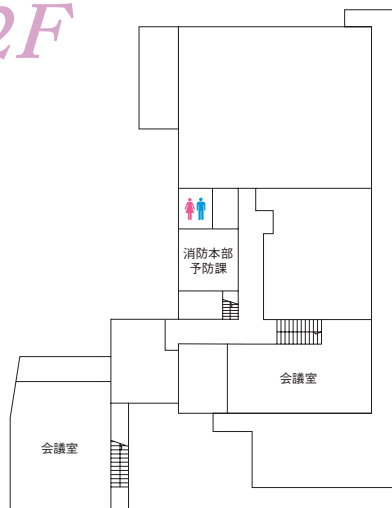
## 紀美野町消防本部 (消防署)

●お問い合わせ先／消防本部 ☎ 489 - 5146 (代表) 和歌山県海草郡紀美野町下佐々 803 番地 1

1F



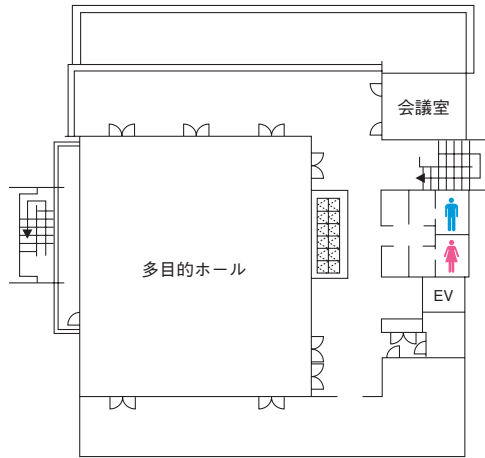
2F



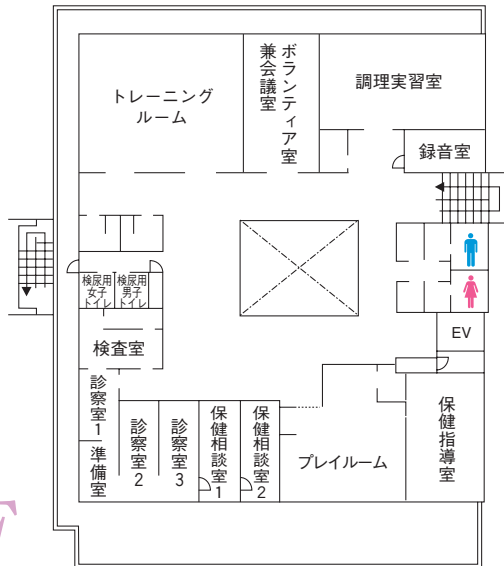
## 紀美野町総合福祉センター

●お問い合わせ先／保健福祉課 ☎ 489 - 9960 (代表) 和歌山県海草郡紀美野町下佐々 1408 番地4

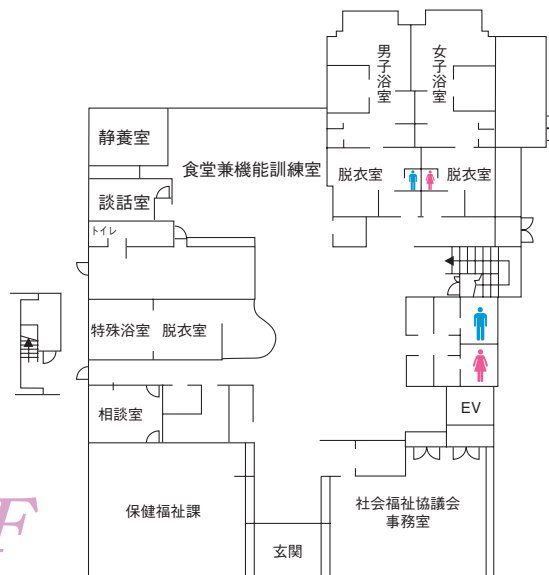
3F



2F

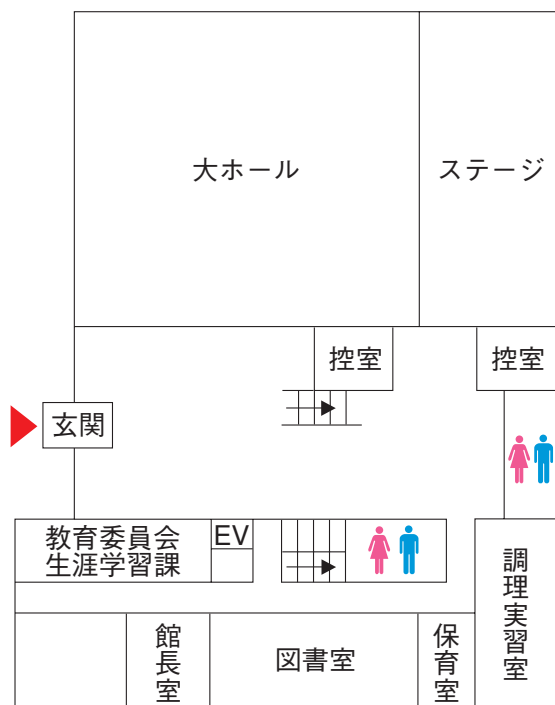


1F

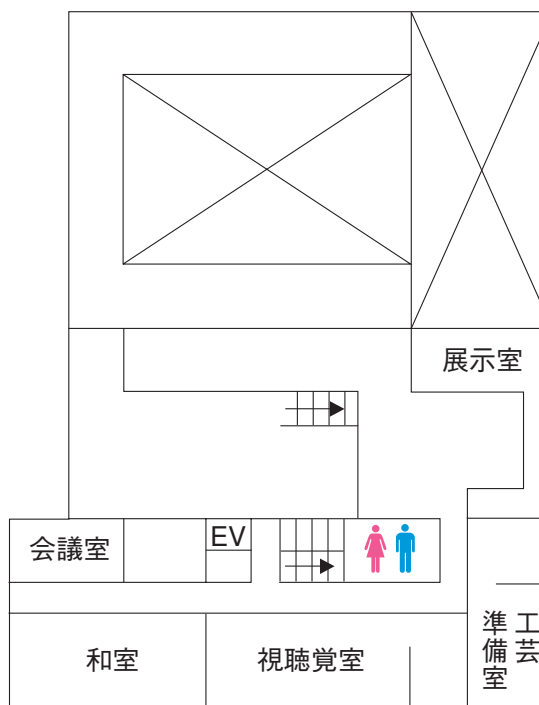


## 紀美野町中央公民館

●お問い合わせ先／教育委員会生涯学習課 ☎489-5915 和歌山県海草郡紀美野町動木288番地4



1F



2F

## 紀美野町浄水場

●お問い合わせ先／水道課 ☎489-2474 和歌山県海草郡紀美野町下佐々443番地2

本庁の業務

課名	係名	業務内容
議会事務局 ☎489-5914	議会事務局	議長会、議会の広報資料、議事日程作成、議会の傍聴人、議場その他委員会室の管理・取締、議員名簿の作成及び保存、議員互助、議員共済会、議員の公務災害補償等、議会の本会議の議事、議会における選挙、会議録の調製・保管、委員会、委員会の記録調製、公聴会、議会関係諸規定の制定・改廃、議員の調査・研究・研修、請願・陳情及び議決・意見書等、各議案審議に必要な資料の調製等
総務課 ☎489-5912	財政係	町財政計画、予算の編成及び執行、地方交付税、町債、監査、一時借入金、地方財政状況調査（決算統計）、財務会計システム、その他財務関係等
	自治振興係	儀式及び外部との交際、区長会、行政不服審査及び訴訟、支所・出張所、行政相談、地縁による団体、県民運動・町民運動、男女共生施策、NPO、消費生活・貯蓄推進、婦人問題・生活学校、自治振興及びその施策、町行政の重要施策の総合調整、集会所（建設、管理含）等
	人事給与係	職員の任用・服務・賞罰、災害共済事務、職員の給与、職員研修、職員共済福利厚生、職員安全衛生管理、公務災害、給与システム、特別職報酬審議会、年末調整事務、給与の支払い事務等
	広報公聴係	広報公聴、情報公開、情報公開審査会、個人情報保護、個人情報保護審査会、国際交流等
	情報管理係	町の情報化推進、町の情報資産の統括管理、情報ネットワークの管理、役場総合行政システムの管理、ホームページ等
	文書管理係	公文書の收受・発送及び保管、公印の管守、文書管理、公告式、条例・規則・訓令の制定及び審査等
	秘書係	町村会、町長秘書、栄典表彰等
	庶務係	電話交換、日直、固定資産評価審査委員会、議会及び提出議案、行政改革、合併後の事務、指定管理者、他の課室に属さないこと等
	選挙係	選挙、選挙管理委員会、公平委員会等
	生活安全室 ☎489-5907	生活安全係
防災係		防災、水防、防災行政無線の管理、災害救助・訓練等、耐震診断事業等
交通係		交通安全対策、地方交通対策、安全運転管理、コミュニティバス等
企画管財課 ☎489-5913	企画係	長期総合計画・辺地過疎計画、地域活性化対策、コミュニティ助成、紀勢本線活性化促進協議会、各種開発事業、京奈和道路・紀淡連絡道、広域市町村圏、市町村実施の告示、企業立地、旧野上町内の地籍調査結果の閲覧及びデータの管理、その他町長が指定した企画等
	住宅係	公営住宅・職員住宅・緑の雇用住宅の維持管理及び入居、空き家情報提供等
	統計係	統計、企業立地等調査、各種照会・調査の回答等
	管財係	庁用自動車・庁内電話・庁内用務関係、庁舎等の管理、物品の購入、各種入札等、借地・借地料、用地契約・登記、備品台帳の整備、財産の取得管理処分、国土利用計画等
	土地開発公社	土地開発公社の実務、土地開発公社の事務局
	ふるさと公社	かじか荘関係
税務課 ☎489-5905	介護保険料係	介護保険（賦課徴収）・異動処理等
	軽自動車たばこ税係	軽自動車税、標識の交付、たばこ税及びたばこ組合、臨時運行許可等
	国保税係	国民健康保険税・異動処理等、国県に対する各種調査及び報告等
	資産税係	固定資産（土地・家屋・償却資産）、国有資産等所在市町村交付金及び納付金等
	収納係	自主納付等の推進、町税収納、消込等手入、納税証明書の交付等
	住民税係	住民税、県税務協議会、海南地区税務協議会等
	徴収係	徴収、交付要求・滞納処分、公示送達、滞納整理組合、各種証明等

課名	係名	業務内容
住民課 ☎489-5903	戸籍住民係	戸籍等、人権擁護委員、保護司会、住民基本台帳、住民基本台帳ネットワーク、自衛官募集、住民の応接及び相談、食品衛生協会、特別会計予算編成等
	国保係	国保野上厚生病院組合、国民健康保険医療、国保運営委員会、へき地診療所の管理運営、直営診療所の管理運営等
	医療助成係	老人保健医療、福祉医療等
	環境衛生係	海南海草環境衛生施設組合、環境衛生・環境保全、公害、火葬場・墓地、ごみ処理場の管理、し尿処理、水質等の検査、エコ推進、動物の死体処理、河川愛護の推進、地球温暖化防止、リサイクル、廃棄物の収集処理及び清掃等
	国民年金係	国民年金、福祉年金等
産業課 ☎489-5901	農業委員会事務局	農業委員会業務、農業者年金業務、農業委員会関係の諸統計、農地法申請許可関係、農地保有合理化事業、農家台帳等
	産業振興係	生活研究会、産業振興施設維持管理、農産物加工グループ、産業振興事業、水産業の振興、漁業協同組合、労働対策及び雇用対策、産業施策の推進、自然災害関係、特別会計予算編成等
	商工観光振興係	のかみふれあい公園の維持・管理・運営、観光振興、観光動態調査、観光協会、県立自然公園、自然保護及び保全、観光用公衆便所の維持・管理、観光施設整備事業、商工業振興、計量器の検査、商工会、中小企業の振興、小企業経営改善資金利子補給、マーケティング事業等
	農政振興係	農用地基盤モデル事業、農業振興、農業経営支援事業、中山間地域等直接支払制度、農業振興地域整備事業、農業士会、青年農業者協議会、農作物鳥獣害防止対策事業、病害虫防除対策推進、畜産振興、農林商工祭り、柿の市、農業振興各種イベント、農地流動化地域総合推進事業、水田農業対策事業、認定農業者・農業振興研究会の育成、農産物等の調査、農業各種融資、農産物育成推進事業、果樹生産技術改善対策事業、ふるさと村創造事業、地域おこしマスター、農業経営基盤強化資金利子補給、野菜研究会等
	林政振興係	林業融資、森林組合、山村づくり推進事業、林業研究グループ、伝統工芸品産業の振興、林業振興、森林整備地域活動支援交付金事業、間伐等森林保全、保安林、森林簿(林班図等)の整備、森林の伐採届、緑の雇用事業、狩猟、鳥獣保護、飼養、緑化推進、緑の募金、緊急雇用特別基金事業、有害鳥獣捕獲事業、森林と緑の公社等
建設課 ☎489-5904	下水道係	下水道農業集落排水事業の維持等、合併浄化槽の普及等、下水道施設の整備計画等
	管理係	入札参加資格審査申請業者台帳、残土処理場の申請処理及び管理、法定外公共物、建築確認、事業に伴う各種契約・登記、土砂等による土地の埋立て等の規制、道路・河川の占用及び境界明示、特別会計予算編成等
	土木係	国道・県道等の県営事業、町道新設改良、町道維持、河川事業、公共土木施設災害復旧事業、町道台帳の整備及び管理、水防計画等
	農林係	県営事業、農道整備事業、林道整備事業、農林業施設関係事業、農地農業用施設災害復旧事業、林道施設災害復旧事業、農林道台帳の整備及び管理、農林道維持等
保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎489-9960	社会福祉係	社会福祉事業・施設、生活保護、戦傷病者戦没者等遺族援護・戦傷病者特別援護、軍人恩給、社会福祉協議会との調整、日赤医療業務、保健・福祉全般、総合福祉センター管理・運営、民生児童委員協議会、災害救助、特別弔慰金、行路死病人、海南海草老人福祉施設事務組合、地域福祉計画策定、特別会計予算編成等
	老人福祉係	敬老会、老人福祉、老人クラブの育成、老人自立支援対策、(老健)健康手帳、老人保健施設管理運営、老人福祉施設管理運営等
	児童福祉係	特別児童扶養手当事務、児童手当事務、児童扶養手当事務、児童福祉法による措置、児童相談、献立表作成(保育所)、保育所の運営・管理、児童虐待防止ネットワーク、少子化対策、交通遺児・里親登録、子育て支援センター管理運営、園児バス運行管理等
	障害者(児)福祉係	ひかり作業所、障害者支援、身体障害者(児)福祉、福祉手当及び特別障害者手当、在宅重度障害者(児)手当、身体障害者会の育成指導、育成医療・更正・療育手帳、知的障害者(児)福祉、精神保健・精神障害者福祉、障害者プラン、障害児父母の会、厚生医療・補装具等

課名	係名	業務内容
保健福祉課 (総合福祉センター内) ☎489-9960	健康推進係	保健衛生全般、食生活改善(栄養指導)事業、健康日本21市町村計画、保健対策推進協議会(健康まつり)、食生活改善推進協議会、健康相談、個別健康教室、特定疾患、献血、データバンク事業(健康管理)、老人保健福祉計画、歯科保健、歯科保健推進委員会、救急医療・休日当番医、医師歯科医師会の調整等、休日診療業務、国民健康保険保健事業、国保連合会との関連事業、訪問活動、診療所代替看護師等
	健康・予防係	予防接種、総合健診、ワクチン等薬品の低温管理保守と管理、感染症予防、エイズ予防、腎・骨髄バンク、覚醒剤、狂犬病予防、(老健)全般、(老健)健康教育、(老健)健診、食品衛生、結核予防、障害福祉、高齢者筋力トレーニング事業、重複多受診等
	母子保健係	母子寡婦福祉、(母子)母子保健指導(育児教室、離乳食教室ほか)、妊婦・乳幼児等健康相談、家族計画指導・妊産婦等栄養強化事業、乳幼児健診(乳児、1歳6か月児、3歳児)、母子保健指導(妊婦教室他)、母子保健推進員会、母子手帳の交付等
	介護保険係	在宅介護支援センター、要介護認定申請の受付、要介護認定調査、介護の普及・予防事業、地域ケアネットワーク事業、介護保険関係指導・普及・連携、介護保険給付管理、介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費支給、介護保険資格管理、介護保険利用料減額、長谷毛原健康センターの管理・運営、国保連合会との関連事業、介護予防拠点事業、地域包括支援センター、介護保険事業計画策定、介護認定審査会等
水道課 (紀美野町浄化場内) ☎489-2474	工務係	工務、送配水管の維持管理等
	施設係	水道施設の維持管理、ろ過池の維持管理、小規模貯水槽の管理等
	業務係	開発協議等、補修物品の整理及び不足分の補充、銀行・郵便局の口座振替及び手数料関係、口座振替未納者の整理、休止廃止名義変更等の事務処理、指定工事業者の受付及び管理、新設工事及び料金の調定収納、補修工事及び料金の調定収納業者通知(請求内容)等、休止廃止名義変更等の現場処理、未納者の徴収、検針、水道料金システム、資産の管理及び処分、水道料金の調定収納、企業債等、道路・河川の各許可書の手続き、メーター器等の管理及び台帳整理、水道台帳整理、水質検査等、業務統計等の作成及び報告、町水道施設破損事故請求、既設地下埋設事前協議、特別会計予算編成等
会計課 ☎489-5906	出納係	支出負担行為・予算流用及び関係書類の審査、収入命令書・支出命令書及び関係書類の審査、公金受払日計表(日報)及び関係書類の審査と確認、各会計決算書の調整、振替送金の請求と記帳、書庫等保管庫の取締、一般会計及び特別会計歳入全般、一般会計及び特別会計の現金出納帳(日計表・日計簿)、現金表及び収支調書の仕訳、歳計現金、歳計外現金、収入調書及び現金出納表の整備、特別会計及び一般会計歳出証憑書類の整備、一般会計支払調書の整理、窓口支払及び送金支払、現金及び財産の記録管理、指定金融機関、収納代理金融機関、支所において必要な公金の収入及び支出、支所における公金受払日計表の調整及び関係書類の確認等
消防本部 ☎489-5146 (代表)		
庶務課 ☎489-6301	庶務係	消防本部の基本施策、関係例規の改廃及び立案、庁舎の管理、消防職員の人事管理、消防職員の服務規律、消防職員の給与・諸手当及び旅費等、消防職員の任免・分限・懲戒及び表彰、消防職員の研修、消防職員の福利厚生及び衛生管理、財産の維持管理、物品の購入及び管理、消防長会等
	消防団係	消防団等
警防課 ☎489-6302	警防係	消防計画及び警防計画、訓練指導、災害警備及び対策、車両の管理及び配置計画、資機材の調達及び管理、緊急消防援助隊等、火災原因及び損害調査、罹災証明、安全運転管理及び機関員の育成、火災の統計、火災の訓練、消防水利の統制、無線の統制、通信機器の保全整備等
	救急係	訓練指導、資機材の調達及び管理、緊急消防援助隊等、救急等証明、救急の統計、救急の訓練、医療機関との連絡調整等
	救助係	資機材の調達及び管理、救助の統計、救助の訓練等
予防課 ☎489-6303	予防係	火災予防施策、防火管理者の講習及び指導、自主防災組織の指導育成、幼少年婦人防火委員会、建築確認の同意、消防用設備等の設置及び維持管理の指導、消防用設備等の検査及び違反処理、予防査察及び防火指導、予防の統計、自衛消防訓練等
	危険物係	危険物施設査察及び防火指導、危険物の規制に基づく許認可及び検査、危険物の規制に基づく違反処理、少量危険物・指定可燃物等、液化石油ガス・高圧ガス等の防火、危険物の統計、自衛消防訓練等
消防署 ☎489-6300		
警防第1課 警防第2課 警防第3課	警防・指令・救急 救助係	火災の警戒・防ぎよ及び警防対策、消防地水利、水防活動、消防及び水防訓練、火災の原因及び損害調査、救急業務、救助業務、各種訓練指導、火災予防広報、予防査察及び防火指導、火災予防条例関係各種届出の事務処理等

課名	係名	業務内容
教育委員会 総務学事課 ☎489-5910	総務係	教育施設の整備・管理、教育施設の設置・廃止、教育委員会規則等、教育委員会予算、教育委員会職員人事、安全パトロール、教育委員会会議、教育費調査、公文書の收受・発送並びに保管、公印の管守、公告式、災害事務、施設台帳の整備、叙勲・表彰、防火管理、情報提供・学習情報提供システム、成人式、文化財の保護・調査、文化財保護審査会、無形文化財等、文教施設実態調査、町村教育長会、文化スポーツ教育振興基金 等
	学校教育係	ALT、学校教育計画、スクールカウンセラー、学校給食、学校健康会、学校事務の許認可、学校相談活動、学校保健、教育相談、教員免許、教科書、教材及び理振、教職員各種検診 児童生徒各種検診、教職員給与及び各種手当、教職員人事・研修事務、学校体育、学校医・学校歯科医及び学校薬剤師、校長会・教頭会、歯科ポスター、就学援助、就学(学齢簿・健康診断・就学通知・転出入学・児童生徒数・学級数)、就学指導委員、出勤簿・教職員カード、通学安全・防災、特殊教育、保健統計、問題行動・不登校、私立通信制高等学校、スクールバス運営と管理、教育統計調査、情報教育、学校予算、学校調査、研究事業・モデル事業、その他学校教育関係
	青少年係	青少年の健全育成、青少年育成町民会議、青少年育成委員会、青少年育成推進委員会、青少年の補導及び相談、警察及び関係各機関との連絡協調、青年団及び関係団体、更生保護婦人会、子どもまつり事務局、児童厚生指導員の研修、青少年の社会教育活動(新子どもプラン)、放課後健全育成事業(学童保育)、児童館こどもの集い、児童館事業の指導及び実施、児童館だより、児童館の管理運営、地域活動連絡協議会(親子クラブ)、ジュニアリーダー、みどりの少年団、その他青少年関係
教育委員会 生涯学習課 ☎489-5915	生涯学習係	公民館の運営及び管理、ふれあいサロン・陳列ケース、ボランティア・人材バンク、公民館運営審議委員会、公民館活動の指導、公民館講座・サークルの指導、生涯学習情報の編集・印刷、花いっぱい運動・児童絵画展示活動、高齢者学級、家庭教育学級(乳幼児)、視聴覚機器、視聴覚教育・情報教育、社会教育委員会、社会教育施設の管理、社会教育振興計画、社会教育団体、社会教育調査統計事務、女性教育、図書室運営、図書室電算処理・オンライン、生涯学習振興に関する企画及び指導、生涯学習相談、町民大学講座、町民大学講座運営委員会、文化協会、文化祭、天文台の管理運営、セミナーハウス、文化センター・世代交流センター、真国区民センター、家庭教育の支援、通学合宿、ふれあいルーム、その他生涯学習・社会教育関係 等
	人権係	人権委員会、人権教育の指導及び啓発、人権問題の調査研究、人権相談、その他人権関係 等
	生涯スポーツ係	ジュニア駅伝、スポーツ少年団、スポーツ振興、パークゴルフ、ふれあいマラソン、社会体育事業の企画実施、学校施設開放の貸与、社会体育計画、社会体育団体、総合型地域スポーツクラブ、体育協会、体育施設管理・運営・貸与、農村センター、ゲートゴルフ(日本GG、県GG、町GG)、スキーツアー、体育指導委員会、その他スポーツ関係 等

## 支所の業務

課名	係名	業務内容
総務室 ☎495-3471	庶務係	行政相談、自治振興、支所の災害共済事務、支所職員の共済福利厚生、支所職員の安全衛生管理、支所における情報公開、支所における個人情報保護、支所における庁内電算システムの管理、支所における公文書の收受・発送及び保管、支所における公印の管守、支所における文書管理、支所における公告式、他の室に属さないこと 等
	行財政係	支所の予算、支所の財務会計システム 等
	生活安全係	支所管轄の安全・安心のまちづくり、支所管轄の防犯灯の管理、支所管轄の地域安全、支所管轄の防災、耐震診断の申請の受付、支所の安全運転管理 等
	管財係	公営住宅・職員住宅・緑の雇用住宅の維持管理及び入居申込みの受付、空き家情報提供、支所庁用自動車・庁内電話・庁内用務関係、支所の管理、支所内の物品の購入、支所内の備品台帳の整備 等
	出納係	支所において必要な公金の収入及び支出、支所における公金受払日計表の調整及び関係書類の確認 等

課名	係名	業務内容
地籍調査課 ☎495-3461	管理係 調査係	地籍調査業務の計画・実施、地籍調査事業事前調査及び追跡調査、地権者所有追跡調査、認証事務、基準点申請、地籍調査閲覧、地籍調査現地業務(調査・測量)等
税務室 ☎495-3465	収納係	自主納付等の推進、口座振替事務、町税等の収納及び納税証明書の交付、徴収等
	住民税諸税係	軽自動車税の収納・納税証明・廃車・変更等異動申告の受付、標識の交付、臨時運行許可、所得証明・課税(非課税)証明・営業証明、住民税の申告受付・税務相談等
	資産税係	評価証明・公課証明・家屋証明、縦覧等情報公開、資産税に係る税務相談等
住民室 ☎495-3463	国保税・介護保険料係	国保税・介護保険料に関する諸届・申請及び相談、国保税の減免及び2割軽減の申請受付等
	戸籍住民係	戸籍届書受理、本人確認・通知、埋火葬許可証の交付、戸籍・除籍謄抄本・身分証明交付、附票・除改籍訂正入力、郵送による謄抄本の交付、住民基本台帳(転入・転出・転居・世帯変更)、住民票・附票の交付、印鑑登録・印鑑登録証明書の交付、住基カードの申請・交付等
	国保・医療助成係	国保・一般・退職医療費・療養費の申請受付及び資格取得喪失・被保険者証の交付等、老健医療費・療養費の申請受付と及び老健資格取得・喪失・被保険者証の交付等、福祉医療費・療養費の申請受付と及び資格取得・喪失・受給者証・資格者証の交付等
産業室 ☎495-3462	環境衛生・国民年金係	環境衛生・環境保全、ごみ処理場の管理、し尿処理、動物の死体処理、河川愛護の推進、リサイクル、廃棄物の収集処理及び清掃、国民年金被保険者関係(資格取得・喪失・保険料免除申請受付・年金手帳再交付申請受付等)、国民年金受給権者関係(裁定請求・未支給請求申請受付等)、福祉年金被保険者関係(資格取得・喪失・保険料免除申請受付・年金手帳再交付申請受付等)、福祉年金受給権者関係(未支給請求申請受付等)等
	産業振興係	農業委員会への連絡調整、農業者年金加入促進、農地法申請箇所確認、農地合理化保有事業に係る農地斡旋業務、生活研究会会員の育成及び会の推進、農家高齢者創作館等施設維持管理、農産物加工会員の育成及び会の推進・販売の促進、労働及び雇用対策に係る斡旋・情報提供、自然災害の情報収集・提供及び相談等
	商工観光振興係	観光協会事務局との連絡調整、支所管轄の観光用公衆便所の維持・管理、商工業進行に係る情報提供、計量器の検査、中小企業に係る情報提供、マーケティング事業に係る情報提供等
建設室 ☎495-3460	農政・林政振興係	農用地基盤モデル事業に係る斡旋・情報提供、農業経営支援事業申請書受付及び確認等、中山間地域等直接支払制度に係る申請書受付及び確認、農業振興地域整備事業に係る調査、農作物鳥獣害防止対策事業現場確認等、病虫害防除対策等の啓発及び情報収集、水田農業対策事業に係る調査・確認等、農作物の調査、農業各種融資の情報提供・相談、農産物育成推進、果樹生産技術改善指導等、ふるさと村創造事業、地域おこしマスターの育成、農業経営基盤強化資金利子補給申請受付等、野菜研究会の推進、林業各種融資の情報提供・相談・受付、山村づくり推進に係る啓発等、林業研究グループの推進、林業振興に係る情報の提供・収集、緑の雇用事業等
	土木係	支所管轄の路線名による工事の測量・設計及び用地交渉、支所管轄の地域別による工事の測量及び設計、支所管轄の地域別による申請・査定及び復旧、支所管轄の工事の実施設計書等の積算等
	農林係	支所管轄の地域別による工事の測量及び設計、支所管轄の地域別による申請・査定及び復旧等
	管理係	合併浄化槽設置等の申請の受付、建設残土搬入・搬出等の申請の受付及び施設の管理、占用許可等の申請の受付、工事届け及び確認申請の受付、事業事前協議等の申請の受付、道路占用許可等の申請の受付等

課名	係名	業務内容
保健福祉室 ☎495-3464	福祉係	戦傷病者戦没者等遺族援護・戦傷病者特別援護に係る申請受付事務、軍人恩給に係る申請受付、保健・福祉全般に係る諸届け・申請等の受付、特別弔慰金に係る申請受付事務、老人福祉に係る諸届け、申請等、(老健)健康手帳に係る申請受付、特別児童扶養手当事務に係る申請等の受付、児童手当事務に係る申請等の受付、児童扶養手当事務に係る申請等の受付、児童福祉法による措置に係る申請等の受付、児童相談に係る申請等の受付、保育所の入所等の申請、障害者支援に関する諸届け・申請等の受付、身体障害者(児)福祉に係る諸届け・申請等の受付、福祉手当及び特別障害者手当に係る諸届け・申請等の受付、在宅重度障害者(児)手当に係る諸届け・申請等の受付、育成医療・更正・療育手帳に係る諸届け・申請等の受付、知的障害者(児)福祉に係る諸届け・申請等の受付、精神保健・精神障害者福祉に係る諸届け・申請等の受付、厚生医療・補装具に係る申請受付 等
	保健係	予防接種に係る申請受付、総合健診に係る申請受付、ワクチン等薬品の低温管理保守と管理、狂犬病予防に係る申請等受付、(老健)健康教育の受付、(老健)健診に係る申請等の受付 等
	健康推進係	要介護認定申請の受付、健康相談、個別健康教室、献血、訪問活動、障害福祉に係る相談・申請等の受付、重複多受診、妊婦・乳幼児等健康相談、家族計画指導・妊娠等栄養強化事業、乳幼児健診(乳児・1歳6か月児・3歳児)に係る申請等の受付、母子手帳の交付 等
	介護保険係	要介護認定申請の受付、相談受付、介護の普及・予防事業、地域ケアネットワーク事業、介護保険関係指導・普及・連携、介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費支給申請等の受付、介護保険資格申請、介護保険利用料減額申請等の受付、長谷毛原健康センターの管理・運営 等
水道室 ☎495-3466	施設工務係	支所管轄の工務、支所管轄の送配水管の維持管理、支所管轄の水道施設の維持管理、支所管轄のろ過池の維持管理 等
	業務係	支所管轄の開発協議等、補修物品の整理及び不足分の補充、支所管轄の口座振替未納者の整理、支所管轄の休止廃止名義変更等の事務処理、支所管轄の新設工事及び料金の調定収納、支所管轄の補修工事及び料金の調定収納業者通知(請求内容)等、支所管轄の休止廃止名義変更等の現場処理、支所管轄の未納者の徴収、支所管轄の検針、支所管轄の水道料金の調定収納、支所管轄の道路・河川の各許可書の手続き、支所管轄のメーター器等の管理及び台帳整理、支所管轄の水道台帳整理、支所管轄の水質検査等、支所管轄の水道施設破損事故請求、支所管轄の既設地下埋設事前協議 等
教育委員会 学事・生涯学習室 ☎495-3473	総務学事係	支所管轄による学校等の管理、支所管轄の安全パトロール、支所管轄の施設の防火管理、支所管轄の文化財の保護・調査、支所管轄の無形文化財等、支所管轄の学校給食、支所管轄の学校事務の許認可、支所管轄の学校相談活動、支所管轄の学校保健、支所管轄の教育相談、支所管轄の通学安全・防災、支所管轄の私立通信制高等学校、支所管轄のスクールバス運営と管理、支所管轄学校予算、その他支所管轄の学校教育関係
	青少年係	支所管轄の青少年の健全育成、支所管轄の青少年の補導及び相談、支所管轄の警察及び関係各機関との連絡協調、その他支所管轄の青少年関係 等
	生涯学習係	支所管轄のボランティア・人材バンク、支所管轄に関する公民館講座・サークルの指導、支所管轄に関する生涯学習情報の編集・印刷、支所管轄に関する花いっぱい運動・児童絵画展示活動、支所管轄の視聴覚機器、支所管轄の社会教育施設の管理、文化センターの図書室運営、文化センターの図書室電算処理・オンライン、支所管轄の生涯学習の指導、支所管轄の生涯学習相談、天文台の管理運営、セミナーハウス、文化センター・世代交流センター、真国区民センター、支所管轄の通学合宿、支所管轄の人権委員会、支所管轄の人権教育の指導及び啓発、支所管轄の人権相談、その他支所管轄の人権関係、支所管轄のスポーツ振興、支所管轄の社会体育事業の企画実施、支所管轄の学校開放の貸与、支所管轄の社会教育団体、支所管轄の体育施設管理・運営・貸与、その他支所管轄の生涯学習・社会教育・スポーツ関係 等
	町誌編纂係	美里町誌編纂



# 新町の業務内容

## 登録・証明・届出

- 本 庁／住民課 ☎489-5903
- 神野支所／住民室 ☎495-3463

### 戸籍の届出

届出の種類	期 間	どこに	誰 が	必要なもの
子どもが産まれたとき ＜出生届＞	産まれた日から14日以内に届出をしてください。	◎出生地 ◎本籍地 ◎届出人の所在地	次の順位で ①父又は母 ②同居者 ③出産に立ち会った医師・助産師又はその他の者	◎出生証明書 ◎母子健康手帳 ◎国民健康保険証（加入者のみ） ◎届出人の印鑑
死亡したとき ＜死亡届＞	死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。	◎死亡したところ ◎死亡者の本籍地 ◎届出人の所在地	次の順位で ①同居の親族 ②同居していない親族 ③家主・地主・家屋管理人・土地管理人	◎死亡診断書 ◎届出人の印鑑
結婚するとき ＜婚姻届＞	※届出の日から法律の効力が発生します。	◎届出人の本籍地 ◎届出人の所在地	夫と妻 ※証人（成人者）2名の署名・押印が必要です。	◎婚姻届書 ◎戸籍謄本（本籍が届出先がないとき） ◎夫婦両方の印鑑 ◎未成年の場合は父母の同意
離婚するとき ＜離婚届＞	◎協議離婚 届出の日から法律の効力が発生します。 ◎裁判離婚 調停成立・審判確定・判決確定から10日以内	◎届出人の本籍地 ◎届出人の所在地	◎協議離婚の場合 夫及び妻 ※証人（成人者）2名の署名・押印が必要です。 ◎裁判離婚の場合 申立人（裁判確定の日から10日以上過ぎた場合は相手方からも届出可能）	◎離婚届書 ◎戸籍謄本（本籍が届出先がないとき） ◎夫婦両方の印鑑 ◎裁判離婚の場合 届出人の印鑑・裁判の謄本及び確定証明書
本籍を変えるとき ＜転籍届＞		新本籍地又は旧本籍地	戸籍筆頭者とその配偶者	◎戸籍謄本 ◎届出人の印鑑（別々のもの）

- ※ 上記の届出のほかに、養子縁組届・養子離縁届・入籍届・認知届などがあります。
- ※ 虚偽の届出を防止するため、届出の際窓口にて本人確認をさせていただきます。運転免許証等身分を証明できる書類をご持参ください（婚姻届・協議離婚届・養子縁組届・協議養子離縁届）。なお、確認ができないときは、郵送による通知を行っています。
- ※ 土曜日・日曜日・祝日・時間外は本庁のみの届出になります。





## 住民異動届

届出の種類	期 間	どこで	誰 が	必要なもの
他の市町村から紀美野町に住所を移したとき 〈転入届〉	町内に住所を移した日から14日以内に届出をしてください。	本庁住民課・ 神野支所住民室	届出人本人又は世帯主 (同一世帯の方でも可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎転出証明書</li> <li>◎国民健康保険証 (すでに加入している世帯に転入の場合)</li> <li>◎国民年金手帳 (該当者)</li> <li>◎介護保険受給資格証明書 (該当者)</li> <li>◎障害者手帳 (該当者)</li> <li>◎老人医療負担区分証明書 (該当者)</li> <li>◎印鑑</li> <li>◎パスポート (国外からの転入の場合)</li> </ul>
紀美野町から他の市町村に住所を移すとき 〈転出届〉	町外に住所を移す日までに届出をしてください。		届出人本人又は世帯主 (同一世帯の方でも可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎転出先の住所</li> <li>◎印鑑登録証 (該当者)</li> <li>◎国民健康保険証 (該当者)</li> <li>◎各種医療受給者証 (該当者)</li> <li>◎介護保険被保険者証 (該当者)</li> <li>◎印鑑</li> </ul>
町内で住所が変わったとき 〈転居届〉	転居した日から14日以内に届出をしてください。		届出人本人又は世帯主 (同一世帯の方でも可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国民健康保険証 (該当者)</li> <li>◎各種医療受給者証 (該当者)</li> <li>◎介護保険被保険者証 (該当者)</li> <li>◎国民年金手帳 (該当者)</li> <li>◎障害者手帳 (該当者)</li> <li>◎印鑑</li> </ul>
世帯主変更、世帯合併・世帯分離したとき 〈世帯変更届出〉	変更した日から14日以内に届出をしてください。		届出人本人又は世帯主 (同一世帯の方でも可能)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎国民健康保険証 (該当者)</li> <li>◎印鑑</li> </ul>

※本人又は、本人と同じ世帯以外の方が届出を行う場合は委任状が必要です。  
 ※虚偽の届出を防止するため、届出の際窓口にて本人確認をさせていただきます。運転免許証等身分を証明できる書類をご持参ください。

## 外国人に関する届出

外国人登録は、本人の居住関係や身分関係を明らかにするものです。日本に90日以上滞在する外国人は下記のとおり登録が必要です。

※本庁のみの届出となります。

届出の種類	期 間	必要なもの
日本に入国したとき 〈新規登録申請〉	日本に入国した日から90日以内に届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎パスポート</li> <li>◎写真2枚 (16歳未満は不要)</li> </ul>
子どもが産まれたとき 〈新規登録申請〉	出生の日から60日以内に届出をしてください。	◎出生届
居住地を移転したとき 〈変更申請〉	新居住地に移転した日から14日以内に届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎外国人登録証明書</li> <li>◎パスポート (所有者のみ)</li> </ul>
居住地以外の変更が生じたとき 〈変更申請〉	変更が生じた日から14日以内に届出をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎外国人登録証明書</li> <li>◎パスポート (所有者のみ)</li> <li>◎変更事由を証明する文書</li> </ul>

## 印鑑登録

届出の種類	必要なもの	その他
新規登録 (本人申請の場合)	◎登録する印鑑 ◎身分を証明できる書類 (運転免許証・身分証明書など)	◎15歳未満の者及び成年被後見人は登録できません。 ◎15歳以上20歳未満の方は父母の同意が必要です。
新規登録 (代理申請の場合)	◎登録する印鑑 ◎代理人の印鑑 ◎代理人自身の身分を証明できる書類 (運転免許証・身分証明書など)	◎代理申請の場合は代理人選任届が必要です。 ※本人への郵送により照会し、回答書を持参いただいてから正式な登録になります。
登録証・登録印鑑を 亡失したとき 登録印鑑を変更するとき	◎登録する印鑑 ◎印鑑登録証(印鑑亡失・変更の場合) ◎身分を証明できる書類 (運転免許証・身分証明書など)	◎代理申請の場合は代理人選任届が必要です。 ◎登録証亡失の場合は再交付料として、500円の手数料が必要です。

## 各種証明書

### ●戸籍・住民登録・外国人登録関係の主なもの

- 本 庁／住民課 ☎489-5903
- 神野支所／住民室 ☎495-3463

種 類	必要なもの	どこで	手数料
戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)	・請求者の印鑑 ・代理の方は代理人の印鑑	本庁住民課・ 神野支所住民室	1通 450円
除籍全部事項証明(除籍謄本) 除籍個人事項証明(除籍抄本)			1通 750円
身分証明			1通 200円
戸籍の附票			1通 200円
住民票の写し等			1通 200円
印鑑登録証明書	・印鑑登録証 ・代理の方は代理人の印鑑	本庁住民課	1通 200円
住民基本台帳カードの交付(10年間有効)	・請求者の印鑑 ・本人確認できる書類		1件 500円
電子証明書の発行(3年間有効)	・本人確認できる書類		1件 500円
外国人登録原票記載事項証明書	・請求者の印鑑	本庁住民課	1通 200円

※ 本人以外の方が請求(申請)される場合は、委任状が必要となる場合があります。

### ●税関係の主なもの

- 本 庁／税務課 ☎489-5905
- 神野支所／税務室 ☎495-3465

種 類	申請できる方	どこで	手数料
納税証明 所得証明 評価証明 課税証明	本人又は代理人(代理人の場合は委任状が必要です。)	本庁税務課・ 神野支所税務室	1通 200円
車検用納税証明	本人又は代理人(代理人の場合は車検証が必要です。)		無 料



# 税金

## 町税

- 本 庁／税務課 ☎489-5905
- 神野支所／税務室 ☎495-3465

種 類	合併による変更点	納税義務者	備 考
町 民 税	全期全納報奨金の率 が変更されます 1 / 100 → 0.5 / 100	・1月1日現在、町内に住所がある人 で、前年中に所得があった人 ・1月1日現在、町内に事務所、事業 所または家屋敷を所有する人で町 内に住所がない人	税額は、前年の収入をもとに所得に応 じて算出しますので、毎年3月15日ま でに申告書を提出してください。ただ し、給与収入の人、公的年金のみの人、 所得税の確定申告をした人は、申告の 必要はありません。
固定資産税	全期全納報奨金の率 が変更されます 1 / 100 → 0.5 / 100	・1月1日現在、町内に土地、家屋、 償却資産を所有する人	土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、 毎年4月1日から第1期納期限までで す。当期間に土地又は家屋の納税者は、 町内の他の土地又は家屋の価格をご覧 いただけます。
軽自動車税	合併後の納期が4月 末から5月末に変更 されます。(旧美里 町の方)	・4月1日現在、原動機付自転車、軽 自動車、二輪の小型自動車、小型 特殊自動車（農業作業用を含む） を所有する人	申請により身体に障害のある人等が所 有し、本人や家族が運転する車の税金 は免除される制度があります。

### ●納期について

※1 町民税	期 別	納付期限	固定資産税	期 別	納付期限	軽自動車税	期 別	納付期限
	第1期	6月末日		第1期	4月末日※2		全 期	5月末日
	第2期	8月末日		第2期	7月末日			
	第3期	10月末日		第3期	12月25日			
	第4期	1月末日		第4期	2月末日			

- ※1 町民税は普通徴収です。
- ※2 固定資産税について、評価替時の第1期納期限は5月末となります。
- ◎ 特別の事情がある場合、上記と異なる納期を定めることがあります。

### ●原動機付き自転車の標識

合併後も、旧町の標識（ナンバープレート）はそのまま使用してください。

届出の種類	必要なもの	どこで	届出人等
原動機付自転車等 を登録するとき	・印鑑 ・車体番号などが特定できる書類 (譲渡証明・販売証明書・廃車証明書)	本庁税務課・ 神野支所 税務室	本人又は代理人
原動機付自転車等 を廃車するとき	・印鑑 ・ナンバープレート		
自動車の臨時運行 の許可を受けると き	・印鑑 ・対象自動車を特定できる書類（自動車検査証・譲渡証明証等） ・自動車損害賠償責任保険（共済） ・手数料 750円		本人又は代理人



## ●納付書

- 平成17年度は、送付済の旧町発行の納付書で納付して下さい。
- 平成18年度からは、新町発行の納付書になります。

納付は『口座振替』をご利用いただくと便利です。

町税、国民健康保険税などは、金融機関にあるあなたの口座から自動振替の方法で納めることができます。口座振替を利用されますと、納期ごとに金融機関等にお出かけいただくなくても、自動的に指定口座からお支払いいただけます。

## ●申し込み手続き

対 象	町県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 水道料、農村下水道料、保育料、公営住宅使用料、町営駐車場使用料 介護保険料、福祉利用料
取扱金融機関等	ながみね農業協同組合本店・支店、紀陽銀行本店・支店、郵便局 きのくに信用金庫本店・支店、和歌山銀行本店・支店
申 込 み 方 法	あなたの預金口座のある取扱金融機関等の窓口でお申し込みください。 ※必要なもの ◎申込み用紙（役場本庁、神野支所、国吉出張所、長谷毛原出張所、真国出張所及び町内各金融機関等に備え付けてあります。） ◎納税通知書又は納付書 ◎預貯金通帳及び通帳届出印

※預貯金残高が不足しますと振替ができませんので、納期前に確認してください。既に口座振替をご利用になっている方については、そのままご利用できます。

## ●国民健康保険税

平成17年度は旧町それぞれの保険税を適用します。平成18年度からは新町での保険税となります。なお、合併後の納期は、つぎのとおりとなります。

年 度	納 期	納 付 期 限	
		旧野上町住民の方	旧美里町住民の方
17年度	第4期	1月末日	2月末日
	第5期	3月末日	なし
18年度以降	第1期	7月末日	
	第2期	9月末日	
	第3期	11月末日	
	第4期	1月末日	
	第5期	3月末日	



# 国民健康保険

- 本 庁／住民課 ☎489－5903
- 神野支所／住民室 ☎495－3463

## 国民健康保険に関する主な届出

次のようなときは14日以内に届け出をしてください。

	届出をするとき	どこで	必要なもの
加入するとき	ほかの市町村から転入してきたとき	本庁住民課・ 神野支所住民室	印鑑、(追加のときは保険証)
	他の健康保険をやめたとき、またはその扶養家族でなくなったとき		印鑑、社会保険離脱証明書(追加のときは保険証)
	子どもが生まれたとき		印鑑、保険証、(追加のときは保険証)
	生活保護を受けなくなったとき		印鑑(追加のときは保険証)
やめるとき	ほかの市町村へ転出するとき		印鑑、保険証
	職場の健康保険へ加入したとき、またはその扶養家族になったとき		印鑑、国民健康保険証と加入した職場の健康保険証。扶養家族になったときは、取得年月日のわかるもの
	死亡したとき		印鑑、保険証
	生活保護を受けるようになったとき		印鑑、保険証、保護開始決定通知書
その他のとき	住所、世帯主、氏名などが変わったとき		印鑑、保険証
	退職被保険者に該当したとき		印鑑、被用者年金の老齢(退職)年金証書・裁定通知書、保険証
	保険証をなくしたり、破損したりしたとき		印鑑、破損した保険証、運転免許証など身分を証明するもの
	修学のため他の市町村へ転出し、別の保険証が必要なとき		印鑑、在学証明書、保険証
	出稼ぎなどで別の保険証が必要なとき	印鑑、保険証	

- \* すべての人が何らかの健康保険に加入しなければなりません。
- \* 補装具・高額療養費等の支給や特定疾病認定の受付を行います。詳しくは、住民課へお問い合わせください。
- \* 神野支所住民室では、申請書類の受付対応のみとなります。

# 老人医療

- 本 庁／住民課 ☎489－5903
- 神野支所／住民室 ☎495－3463

	届出をするとき	どこで	必要なもの
老人医療	75歳になったとき	本庁住民課・ 神野支所住民室	健康保険証・印鑑
	65歳以上で一定以上の障害がある人		身障手帳、健康保険証、印鑑
	他の市町村から転入したとき		前住所地の市町村が発行した「負担区分等証明書」、健康保険証、印鑑
	転出・転居するとき		健康保険証、受給者証、印鑑
	氏名が変わったとき		健康保険証、受給者証、印鑑
	健康保険の変更があったとき		健康保険証、印鑑
死亡したとき	健康保険証、受給者証、印鑑		

- \* 補装具・高額療養費等の支給や特定疾病認定の受付を行います。詳しくは、住民課へお問い合わせください。
- \* 神野支所住民室では、申請書類の受付対応のみとなります。



生活

# 国民年金

- 本 庁／住民課 ☎ 489 - 5903
- 神野支所／住民室 ☎ 495 - 3463

## 加入する方

日本国内に住所がある 20 歳以上 60 歳未満の方は、原則として国民年金に加入しなければなりません。国民年金の加入者（被保険者）は次の 3 種類に分けられます。

- 第 1 号被保険者…………… 自営業・学生など（厚生年金や共済年金に加入していない方）
- 第 2 号被保険者…………… 会社員・公務員など
- 第 3 号被保険者…………… 会社員や公務員（第 2 号被保険者）に扶養されている配偶者

次のような方は、希望により国民年金に加入できます。（任意加入被保険者）

- 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方
- 海外に住所のある 20 歳以上 65 歳未満の日本人

## こんなときは届出を

手続きには、年金手帳や必要な書類がありますので、事前に和歌山社会保険事務局和歌山西事務所や本庁住民課・神野支所住民室におたずねください。

届出をするとき	どうする	どこで	必要なもの
20歳になったとき	国民年金に加入の手続きをする	第 1 号被保険者—本庁住民課・神野支所住民室 第 3 号被保険者—配偶者の勤務先	社会保険事務所から送付された書類・印鑑
厚生年金や共済年金のある会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする（被扶養配偶者も同様）	本庁住民課・神野支所住民室	社会保険の資格喪失証明書・年金手帳・印鑑
厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されなくなったとき（配偶者の退職、離婚等）	第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更の手続きをする		年金手帳・退職等年月日のわかるもの・印鑑・戸籍謄本（場合により必要）
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第 3 号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先	勤務先へお問い合わせ下さい。
保険料を納めるのが困難なとき	全額または、半額免除または、若年者納付猶予の申請をする	本庁住民課・神野支所住民室	印鑑（失業の場合は離職票の写し）
学生で保険料を納めるのが、困難なとき	学生納付特例の申請をする		印鑑・学生証（在学証明でも可）
国外からの転入したとき	国民年金に加入の手続きをする		印鑑
手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする		基礎年金番号のわかるもの（納付書・社会保険事務所から送付されるはがき等）・印鑑
結婚や退職で配偶者の扶養になったとき	第 3 号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の新しい勤務先	勤務先へお問い合わせ下さい。
共済年金のある会社に就職したとき	国民年金資格喪失の手続きをする	本庁住民課・神野支所住民室	健康保険証・年金手帳・印鑑
年金受給するとき（65歳になったとき）	裁定請求の手続きをする		年金手帳・戸籍謄本（住民票・所得証明は、場合により必要）・通帳・印鑑
年金を受給している方が死亡したとき	未支給請求の手続きをする		死亡した方の年金証書・請求者（家族の方）・通帳・戸籍謄本・住民票



# 医療費の助成

- 本 庁／住民課 ☎ 489 - 5903
- 神野支所／住民室 ☎ 489 - 3463

## 乳幼児医療費

家庭の経済的な負担を軽減するため、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある乳幼児の医療費を助成します。

## ひとり親家庭医療費

母子、父子家庭の経済的な負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

## 老人医療費

67～69歳の方等が対象になっている医療費助成制度です。(収入制限等の適用要件があります。)

## 重度心身障害児(者)医療費

障害の程度により、保険診療による医療費の自己負担分を助成します。

## こんなときは届出を

届出をするとき	どこで	必要なもの
受給者(資格)証が使えない医療機関にかかられたとき	本庁住民課・ 神野支所住民室	領収書、印鑑、受給者(資格)証、通帳(郵便局以外)
健康保険の変更があったとき		健康保険証、印鑑、受給者(資格)証
住所が変わったとき		印鑑、受給者(資格)証
氏名が変わったとき		印鑑、受給者(資格)証
死亡したとき		印鑑、受給者(資格)証

\* 乳幼児医療・ひとり親家庭医療は受給資格証、重度心身障害児(者)医療・老人医療は受給者証です。



# 育児・健康・福祉

- 本 庁／保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎489－9960
- 神野支所／保健福祉室 ☎495－3464

みなさんが安心して生活できるよう、次のような保健事業を実施します。

## 母子保健・育児

種 別	内 容
母子健康手帳の交付	妊娠したら妊娠の届出をして、母子健康手帳の交付を受けます。 ※妊娠初期から子どもが小学校に入学するまでの母と子の一貫した健康記録です。
妊婦一般健康診査	健やかに子どもを生み育てるために、各医療機関において、妊娠中2回無料で一部健康診査を受けていただけます。35歳以上の妊婦さんは、1回エコー検査も受けられます。
妊婦教室・パバママ教室	妊娠中を健やかに過ごしていただき出産・育児に備えるための教室です。（対象者には個人通知をします。）
妊産婦・乳幼児訪問	保健師・栄養士が自宅に伺い、妊娠中や産後の健康や発育・育児の相談に応じます。
乳幼児健康診査 （4か月児・乳児・1歳6か月児・3歳児）	身体計測・医師の診察・育児相談・栄養指導があります。 健診によっては、歯科健診・歯科相談・尿検査・眼や耳の検査等が追加されます。（対象者には個人通知をします。）
離乳食教室 （もぐもぐタイム）	6か月～7か月児を対象とした離乳食の教室です。身体計測や育児相談、絵本の読み聞かせ等もあります。（対象者には個人通知をします。）
幼児相談	2歳2か月～3か月児を対象に、身体計測、尿検査、むし歯予防の話、食事の話、育児相談、絵本の読み聞かせ等を行います。（対象者には個人通知をします。）
育児教室 （ピヨピヨ教室・遊びの教室 コアラ・遊びの教室カンガルー）	健やかな子どもの育成と、母と子どもの交流の場として実施する3つの教室があります。 ○ピヨピヨ教室……………次年度に保育所に入所する2歳～3歳児と保護者 ○遊びの教室コアラ……………1歳6か月以上の保育所に入所していない子どもと保護者 ○遊びの教室カンガルー……………5か月～1歳6か月の保育所に入所していない子どもと保護者
母子保健健康教室 （6ちゃんクラブ）	町内保育所の年長児と保護者を対象として、環境や食事、身体等についての話をします。
予防接種	乳幼児・学童には、次の予防接種を行います。 （対象者には個人通知をします。） ○BCG……………3か月～6か月児[毎月] ○ポリオ……………3か月～7歳6か月児[春・秋] ○三種混合……………3か月～7歳6か月児 ○二種混合……………小学校6年生 ○麻しん……………1歳～7歳6か月児 ○風しん……………1歳～7歳6か月児 ○日本脳炎……………3歳～7歳6か月児・小学校4年生
フッ素塗布・フッ素洗口	歯質を強くし、むし歯を予防するために行います。 ○フッ素塗布……………2歳～保育所年中児対象。年3回実施。 ○フッ素洗口……………保育所年長児、小・中学生対象。各施設にて週1回実施。





## 保 健

種 別	内 容
健康手帳の交付	40 歳以上の方に交付します。健診結果・医療受診等、自分自身の健康の記録を行い健康管理に役立てていただく手帳です。(無料配布)
健康教育	健診結果についての説明会 健康づくり教室 生活習慣病予防教室
健康相談	地区集会所や総合福祉センターにおいて、栄養士・保健師が相談に応じます。
基本健康診査	生活習慣病予防を目的に、血圧・検尿・心電図・血液検査・内科健診等を行います。 ※ 18 歳以上で希望される方が受診できます。 ※ 集団健診と各医療機関で受ける個別健診があります。 ※ 満 40 歳・満 50 歳、満 70 歳以上の方は無料です。
節目健診	総合健診…………… 満 40 歳、満 50 歳 (無料) 骨粗鬆症検診…………… 満 40 歳、満 50 歳の女性 (無料) 歯周疾患検診…………… 満 40 歳、満 50 歳、満 60 歳、満 70 歳 (無料)
がん検診	胃がん・大腸がん・肺がん・子宮がん・乳がん検診 ※ 18 歳以上で希望される方が受診できます。 ※ 集団検診と各医療機関で受ける個別検診があります。 ※ 満 40 歳・満 50 歳、満 70 歳以上の方は無料です。
訪問指導	心身の健康に不安のある方、健診結果により指導が必要とされる場合などに、保健師・栄養士・歯科衛生士等による家庭訪問を実施します。

## その他の制度

種 別	内 容
生活保護制度	病気、その他の事情により、自力で生活を営むことができない人を、自立に向け手助けをする制度です。

## 飼い犬の登録

- 本 庁／保健福祉課 (紀美野町総合福祉センター内) ☎ 489 - 9960
- 神野支所／保健福祉室 ☎ 495 - 3464

こんなとき	内 容
犬を飼うとき	生後 90 日以上の犬を飼い始めたら登録が必要です。(登録は生涯 1 度です。) 登録後、犬の鑑札をお渡します。(登録手数料 :3,000 円)
犬が死亡したとき	犬の鑑札を持参の上、死亡届を提出してください。
犬の所有者や住所が変わった場合	犬の鑑札を持参の上、変更届を提出してください。
狂犬病予防注射	年 1 回の接種が義務付けられています。 毎年 4 月ごろ、各地区で集合注射を行います。 (予防注射代金 :2,570 円) (注射済票交付手数料 :550 円)
鑑札、注射済票を失くしたとき	再交付の手続きを行ってください。 (鑑札再交付手数料 :1,600 円) (注射済票再交付手数料 :340 円)

# 児童福祉

- 本 庁／保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎489－9960
- 神野支所／保健福祉室 ☎495－3464

新町では少子化対策の強化施策として、子育てを支援する各種施策を展開し、環境の整備や各種サービス等を充実し、よりよい子育て環境の整備に努めます。

## 保育所

保育所とは児童福祉法に基づき、保育が必要な児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。次のような方が利用できます。保護者が就業や病気等何らかの理由で家庭で保育をすることが出来ない児童を、保護者に代わり保育します。

### ●町内の保育施設

保 育 所 名	保育対象児	保 育 時 間
野上第1保育所 TEL 489-2144	1歳～5歳児	月～金曜 7:15～18:30
		土 曜 7:15～13:00
野上第2保育所 TEL 489-4953	2歳～5歳児	月～金曜 8:30～16:30
		土 曜 8:30～11:30
小川保育所 TEL 489-2405	2歳～5歳児	月～金曜 8:30～16:30
		土 曜 8:30～11:30
神野保育所 TEL 495-2049	1歳～5歳児	月～金曜 7:15～18:30
		土 曜 7:15～13:00
毛原保育所 TEL 499-0131	2歳～5歳児	月～金曜 8:30～16:30
		土 曜 8:30～11:30

※各保育所への入所申込み等については、本庁保健福祉課、神野支所保健福祉室及び各保育所へお問い合わせください。

## 保育料（平成18年度より適用、平成17年度は旧町それぞれの保育料を適用します。）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）	
階層区分	定 義	3歳未満児	3歳以上児
1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	4,500円
3階層		市町村民税 課 税 世 帯	9,800円
4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯でその所得税の額が次の区分に該当する世帯	64,000円未満	15,000円
5階層		64,000円以上 160,000円未満	26,700円
6階層		160,000円以上 408,000円未満	36,600円
7階層		408,000円以上	48,000円



児童の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、保育料徴収基準額表の規定にかかわらず、それぞれの次表に掲げる徴収基準額とします。

階層区分	徴収基準額（月額）	
	3歳未満児	3歳以上児
第2階層	0円	0円
第3階層	8,800円	7,300円

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合の保育料

区 分	対 象 児 童	保 育 料
第2階層～第4階層に属する世帯	ア 徴収基準額が最も低い児童	徴収基準額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が低い児童	徴収基準額表×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1
第5階層～第7階層に属する世帯	ア 徴収基準額が最も高い児童	徴収基準額表に定める額
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収基準額が高い児童	徴収基準額表×0.5
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1

## 児童手当等

種 別	内 容
児童手当	対 象＝小学校第3学年修了前の児童を養育している父母等で一定の所得未満である方 手当の額＝1人目 :月額 5,000円 2人目 :月額 5,000円 3人目以降:月額 10,000円
児童扶養手当	対 象＝父親のいない家庭や父親が一定の障害以上の家庭において、18歳未満の児童または20歳未満で一定の障害がある方を養育している母親又は養育者に対して支給されます。（所得により減額または支給されない場合があります。） 手当の額＝児童1人の場合:月額 41,880円 児童2人の場合:月額 5,000円 を加算 児童3人目以降:1人につき月額 3,000円ずつ加算

## 子育て支援

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、又は母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等において、児童福祉施設に一定期間、養育・保護を行います。

※自己負担額は所得により異なります。

## 児童相談

児童に関する生活、子育て、虐待等の相談に応じます。

## 母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している子どもの福祉のために貸し付けられる資金です。



# 高齢者福祉

- 本 庁／保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎489－9960
- 神野支所／保健福祉室 ☎495－3464

## 介護予防事業

高齢者が健康を維持し介護状態にならないよう次のような事業を行います。

- 介護予防教室事業（筋力トレーニング、口腔ケア、尿失禁、低栄養）

## 生活支援事業

高齢者が同じ地域や環境で長く生活できるよう支援するため、次の事業を行います。

- 老人日常生活用具給付等事業
- 紙おむつ支給事業
- 家族介護用品支給事業
- 住宅改修補助事業

## 高齢者一人暮らし対策事業

一人暮らしの高齢者が安心して生活できるよう支援するため、次の事業を行います。

- 緊急通報装置貸与事業

## その他の事業

長寿をお祝いするため次の事業を行います。

- 敬老会  
開 催 月 毎年9月  
開催場所 紀美野町中央公民館及び紀美野町文化センター  
対 象 者 75歳以上の方

敬老祝いの金の支給

年 齢	祝い金の額
75歳～79歳	2,000円
80歳～89歳	3,000円
90歳～99歳	5,000円
100歳以上	10,000円

- 高齢者の予防接種  
高齢者（65歳以上）のインフルエンザ予防接種を、自己負担1,000円で、医療機関（海南市・紀美野町）において受けていただけます。



# 介護保険

- 本 庁／保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎489－9960
- 神野支所／保健福祉室 ☎495－3464

## 利用できるサービス

介護保険には、自宅にいて受けられる在宅サービスと施設に入所して受けられる施設サービスがあります。

### ●在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・福祉用具の貸与・福祉用具の購入費の支給・住宅改修費の支給・通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）・短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・特定施設入所者生活介護

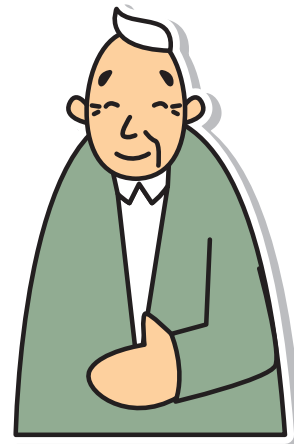
### ●施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設（老人保健施設）・介護療養型医療施設（療養型病床群等）

## 介護保険料

平成17年度は旧町それぞれの保険料額を適用します。  
平成18年度からは新町での保険料額となります。  
なお、普通徴収の納期は次のとおりです。

年 度	納 期	納 付 期 限	
		旧野上町住民の方	旧美里町住民の方
17年度	第4期	1月末日	2月末日
	第5期	3月末日	なし
18年度以降	第1期	7月末日	
	第2期	9月末日	
	第3期	11月末日	
	第4期	1月末日	
	第5期	3月末日	



# 障害者福祉

- 本 庁／保健福祉課（紀美野町総合福祉センター内） ☎ 489 - 9960
- 神野支所／保健福祉室 ☎ 495 - 3464

## 障害者（児）サービス

種 別	内 容
身体障害者手帳の交付	身体障害者手帳は、体の不自由な方が身体障害者福祉法の定める援助を受けるために必要な手帳です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳の交付申請には、県知事の指定を受けた医師の診断書が必要です。</li> <li>●手帳は、障害の程度によって1～7級の区分があり、等級によって援助の内容が異なります。</li> </ul>
療育手帳の交付	知的障害者（児）に対し、一貫した各種援助を受けやすくするための手帳です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳交付申請時には18歳未満であれば児童相談所、18歳以上であれば知的障害者更生相談所の判定が必要です。</li> </ul>
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障害者に対し、各種援助を受けやすくするための手帳です。通院医療費公費負担の申請も受け付けます。
補装具の交付・修理	身体障害者（児）が、日常生活や社会生活をしやすくするため、義肢、盲人安全杖、補聴器、車イス、ストマ用装具等の補装具の交付または修理を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害の部位によって交付・修理品目が異なります。また、世帯の所得税等に応じて自己負担金が必要な場合があります。</li> </ul>
重度身体障害者（児）日常生活用具等給付	在宅の重度身体障害者（児）に盲人用時計、特殊寝台、浴槽、便器、その他日常生活用具等を給付します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害の部位・等級によって給付品目が異なります。また、世帯の所得税等に応じて自己負担金が必要な場合があります。</li> </ul>
重度身体障害者住宅改造助成	在宅の肢体不自由な重度身体障害者で日常生活の利便を向上させるために、トイレ、浴室、廊下、玄関、台所等の住宅改造に対する助成です。ただし、所得税非課税世帯に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●助成の上限額、改修箇所、工事内容については、保健福祉課にお問い合わせください。</li> </ul>
身体・知的・児童支援費	日常生活に支障のある障害者の居宅介護、施設入所等の希望にそって、サービスの利用方法・自己負担等の情報を提供し、給付決定を行います。
精神障害者居宅介護等	日常生活に支障のある障害者の居宅介護サービスの申し込み受付と給付決定を行います。
特別障害者手当の支給	心身に重度の障害があるために常時介護を必要とする在宅の重度障害者の方に支給されます。
特別児童扶養手当の支給	重度心身障害児を家庭で養育している保護者等の方に支給されます。
障害児福祉手当の支給	心身に重度の障害があるために常時介護を必要とする在宅の重度障害児の方に支給されます。
福祉タクシー	身体障害者手帳1級・2級・3級の方、療育手帳A1・A2・B1の方及び精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方に対し福祉タクシー利用券を交付します。
心身障害児在宅扶養手当	心身障害児であって、身体障害者手帳の交付を受けている方及び知的障害児であって、療育手帳の交付を受けている方又は児童相談所及び指定医師の判定書を有する18歳未満の児童を養育している方に対し支給されます。ただし、重度の者のうち日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある方については、20歳未満とします。



種 別	内 容
難病患者等居宅生活支援事業	<p>■ホームヘルプサービス事業            難病患者等の方が、居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、入浴などの介護や掃除などの家庭サービスを提供します。            ●世帯の所得税等に応じて利用者負担額が定められています。</p> <p>■短期入所事業            介護を行う者が病気や冠婚葬祭などの社会的理由または個人的な旅行などの私的理由により介護を行えなくなった場合に、難病患者等を一時的に保護します。</p> <p>■日常生活用具給付事業            特殊寝台等必要な日常生活用具を給付します。            ●世帯の所得税等に応じて用具の購入に要する経費の一部または全部を負担するものとされています。</p>



# 学校教育・青少年・文化財

- 教育委員会（本庁）／総務学事課 ☎489-5910
- 教育委員会（神野支所）／学事・生涯学習室 ☎495-3473

学校・家庭・地域社会が連携して、郷土愛あふれる、心豊かで思いやりのある子どもを育てるための事業を推進します。また、歴史的資源、文化的資源など、地域の固有の文化を大切に、次の世代に継承するしくみづくりを進めます。

こんなとき	どこで	手続きまたは内容
小・中学校に入学するとき	総務学事課 学事・生涯学習室	1月下旬までに入学する学校名と入学日を指定した就学通知書を送付しますので、記載事項を確認してください。 なお、指定された学校以外に入学を希望する場合は、早めに教育委員会総務学事課学校教育係または学事・生涯学習室総務学事係に申し出てください。
転入学（町外からの異動・町内の異動）するとき		在学中の学校から、在学証明書、転入学児童生徒教科用図書給与証明書及びその他転学に必要な書類を受け取り、本庁住民課または神野支所に「住民異動届（転入・転居）」を届け出た後に、教育委員会総務学事課学校教育係または学事・生涯学習室総務学事係に申し出てください。
転出（町外への異動）するとき		在学中の学校で、在学証明書、転入学児童生徒教科用図書給与証明書及びその他転学に必要な書類を受け取り、本庁住民課または神野支所住民室に「住民異動届（転出）」を届け出た後に、新住所地の教育委員会へ前記書類を持参し、転入学の手続きを行ってください。
就学援助費について		小・中学校に在籍している児童のうち、一定の基準を満たした世帯は、援助の対象となります。
通学区域について		学校ごとに通学区域が定められています。
埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の取扱いについて	埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内で、住宅建築・開発行為等によって土木工事を行う場合は、文化財保護法の規定により、市町村教育委員会を経由して県教育委員会に事前に届出る事が義務付けられています。計画の段階で建設予定地が埋蔵文化財包蔵地であるかないかをご確認ください。 （確認方法） 建設予定地の場所が分かる地図（住宅地図など）をご持参のうえ、紀美野町教育委員会までお越しください。 埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、遅くとも工事着工予定日の60日前までに所定の届出が必要となります。	

## 児童館

施設名	住所	開館日	開館時間	お問い合わせ
動木児童館	動木 58 番地 1	水・土曜日	(4月～9月) 14:30～17:30 (10月～3月) 14:00～17:00	総務学事課
小畑児童館	小畑 304 番地 TEL 489-3551	水・土曜日		
中央児童館	下佐々 149 番地 6	月曜日～土曜日		
吉見児童館	下佐々 1752 番地 2 TEL 489-3954	水・土曜日		
吉野児童館	吉野 143 番地	水・土曜日		



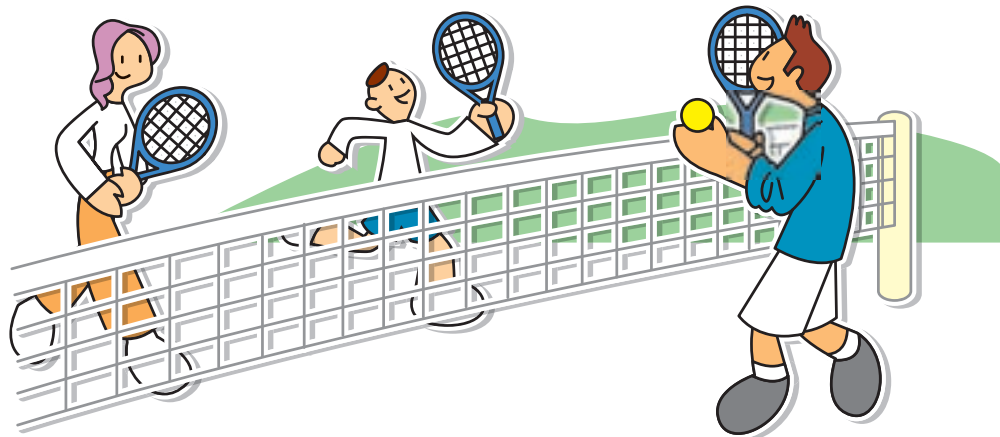
# 生涯学習・スポーツ

- 教育委員会（本庁）／生涯学習課 ☎489-5915
- 教育委員会（神野支所）／学事・生涯学習室 ☎495-3473

すべての人が自分らしい生き方を見つけ、生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。また、ゆとりと個性、こころの豊かさ、生きる力を重視した教育・スポーツ振興などの学習の場づくりを進めます。

## 社会教育施設

施設の名 称	住 所	休 館 日	利 用 申 込
中央公民館	動木288番地4 TEL 489-5915 FAX 489-5400	●火曜日 ●祝日 ●年末年始 (12月29日から翌年1月3日まで)	3日前までに直接施設に申込み 利用時間 午前9時～午後9時30分 (夏期4～9月は～午後10時)
小川地区公民館	中田23番地 TEL 489-4511	●火曜日・祝日・年末年始	3日前までに直接施設に申込み 利用時間 ●月・木・日 午後1時～午後5時 ●水・金・土 午後1時～午後9時30分 (夏期4～9月は～午後10時)
志賀野地区公民館	西野22番地1 TEL 489-5145		
文化センター	神野市場218番地 TEL 495-9055	●月曜日及び火曜日・年末年始	7日前までに直接施設に申込み 利用時間 午前9時～午後10時
自然体験 世代交流センター	鎌滝636番地 TEL 495-3127	●月曜日及び火曜日・年末年始	3日前までに直接施設に申込み 利用時間 午後1時～午後5時、 午後6時30分～午後10時
真国区民センター	真国宮32番地2 TEL 497-0002	●土曜日及び日曜日・祝日・年末年始	3日前までに直接施設に申込み 利用時間 午前8時30分～午後5時15分 (午後7時～午後10時)
セミナー ハウス未来塾	田25番地 TEL 498-0521	●土曜日及び日曜日・年末年始	3日前までに直接施設に申込み 利用時間 午前9時～午後10時



## 図書室

施設名	住所	開館時間	休館日	貸出冊数	貸出期間
文化センター図書室	神野市場218番地 TEL 495-9055	午前9時～午後5時	・月曜日及び火曜日 ・年末年始 ・資料整理日	5冊	14日以内
中央公民館図書室	動木288番地4 TEL 489-5915	午前9時～午後5時	・火曜日 ・祝日 ・年末年始 ・資料整理日	5冊	14日以内
小川地区公民館図書室	中田23番地 TEL 489-4511	午後1時～午後5時	・火曜日 ・祝日 ・年末年始 ・資料整理日	5冊	14日以内
志賀野地区公民館図書室	西野22番地1 TEL 489-5145	午後1時～午後5時	・火曜日 ・祝日 ・年末年始 ・資料整理日	5冊	14日以内

## 社会体育施設

施設名	住所	休館(園)日	利用申込
農村総合センター (体育館、グラウンド、テニスコート、ゲート ゴルフ場、プール)	野中410番地 TEL 495-3212	・月曜及び火曜日 ・年末年始	3日前までに直接施設に申込み 利用時間 午前9時～午後10時
武道館	下佐々926番地 TEL 489-5288	・年末年始	3日前までに教育委員会生涯学習課に 申込み 利用時間 午前9時～午後10時
総合運動場 (トラック、野球場、テニスコート)	動木522番地	・年末年始	3日前までに教育委員会生涯学習課に 申込み 利用時間 午前9時～午後9時30分
福井町民運動場	福井1020番地1	・年末年始	3日前までに教育委員会生涯学習課に 申込み 利用時間 午前9時～午後5時
野上勤労者体育センター	小畑853番地2 TEL 489-5368	・火曜日 ・年末年始	3日前までに教育委員会生涯学習課に 申込み 利用時間 午前9時～午後10時
毛原公園(毛原の郷)	毛原宮10番地	・年末年始	3日前までに教育委員会生涯学習課に 申込み 利用時間 午前9時～午後5時
上神野公園広場	鎌滝691番地	・年末年始	3日前までに教育委員会生涯学習課に 申込み 利用時間 午前9時～午後5時

## 星の動物園(みさと天文台)

●紀美野町松ヶ峯180番地 ☎498-0305

松ヶ峯の山頂に位置するみさと天文台には、一般公開用としては世界でも屈指の口径105cmの反射望遠鏡があり、宇宙のロマンにふれることができます。専門家が案内してくれる星空観望会や施設見学を随時実施しています。

●星空観望時間

開始時間	木	金	土	日	祝
19:30～	○	○	○	○	○
20:30～	—	○	○	—	—

●休館日  
毎週月曜日・火曜日(ただし、  
月曜日・火曜日が休日にあたる  
時はその翌日)・年末年始



# 産業・観光

## 農地の活用

- 本 庁／農業委員会事務局 ☎489-5901
- 神野支所／産業室 ☎495-3462

農地に関する詳細については、農業委員会にお問い合わせください。  
農地の転用・売買・贈与・貸し借り等を行う場合は、農業委員会の許可が必要となります。

## 農業・林業

- 本 庁／産業課 ☎489-5901
- 神野支所／産業室 ☎495-3462

農家・林家の負担軽減と意欲高揚を図るため、次の事業を実施します。

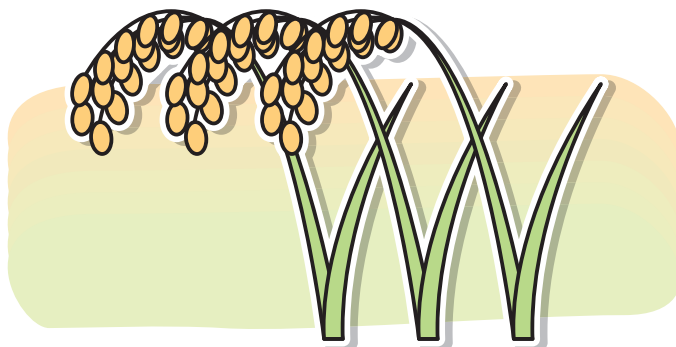
- 農業経営支援事業 ●担い手支援事業 ●農業振興対策事業 ●遊休農地解消事業 ●利子補給事業
- 有害鳥獣駆除事業 ●鳥獣害防護柵事業 ●中山間直接支払事業 ●森林活動支援事業 ●鳥獣飼養許可
- 緑の募金事業 ●各種団体支援事業 ●森林伐採届

## 観光・商業

- 本 庁／産業課 ☎489-5901
- 神野支所／産業室 ☎495-3462

町における観光産業及び商業の振興を図ります。

- 観光産業の振興 ●自然公園内の各種申請行為 ●企業融資相談



# ごみ

- 本 庁／住民課 ☎489-5903
- 神野支所／住民室 ☎495-3463

## ごみの収集

各地区の収集日程をごみ収集カレンダー等でご確認のうえ、所定の収集場所へ決められた時間（収集日の午前7時まで）に出して下さい。

### 旧野上町区域（平成18年）

地区名 ゴミの区分	小畑・動木・平・かしこ池団地・希望ヶ丘・緑ヶ丘・芝崎・柴目・長谷・国木原・大藪	下佐々・海南鋼管・吉見・庄原・吉野・落合・大木・小川・志賀野
	収集日	収集日
台所ごみ用袋 台所や家庭内ゴミ	月曜日・木曜日	火曜日・金曜日
スチール缶用袋・アルミ缶用袋・ビン用袋	毎月第1水曜日	毎月第3水曜日
粗大ゴミ・セトモノ等用袋・その他のごみ用袋	毎月第2水曜日	毎月第4水曜日

### 旧美里町区域（平成18年）

※土曜日、日曜日、祭日、悪天候等の場合は収集を休みます。祝祭日の振替日は注意して下さい。

#### ●缶・ビン

地区名	下神野地区	上神野地区	国吉地区	長谷毛原地区	真国地区
収集日程	1月16日（振替日）	1月16日（振替日）	1月16日	1月23日	1月30日
	2月6日	2月13日	2月20日	2月27日	3月6日
	3月13日	3月20日	3月27日	4月3日	4月10日
	4月17日	4月24日	5月8日	5月15日	5月22日
	5月29日	6月5日	6月12日	6月19日	6月26日
	7月3日	7月10日	7月24日（振替日）	7月24日	7月31日
	8月7日	8月14日	8月21日	8月28日	9月4日
	9月11日	9月25日（振替日）	9月25日	10月2日	10月16日（振替日）
	10月16日	10月23日	10月30日	11月6日	11月13日
	11月20日	11月27日	12月4日	12月11日	12月18日
	12月25日				

#### ●粗大ごみ（缶・ビン以外のごみ）

地区名	下神野（筭六除く）地区 （振替日）	上神野（筭六含む）地区 （振替日）	国吉地区	長谷毛原地区	真国地区
収集日程	1月6日	1月13日	1月20日	1月27日	2月3日
	2月10日	2月17日	2月24日	3月3日	3月10日
	3月17日	3月24日	3月31日	4月7日	4月14日
	4月21日	4月28日	5月12日	5月19日	5月26日
	6月2日	6月9日	6月16日	6月23日	6月30日
	7月7日	7月14日	7月21日	7月28日	8月4日
	8月11日	8月18日	8月25日	9月1日	9月8日
	9月15日	9月22日	9月29日	10月6日	10月13日
	10月20日	10月27日	11月10日（振替日）	11月10日	11月17日
	11月24日	12月1日	12月8日	12月15日	12月22日
	12月28日（振替日）				



●台所ごみ（なまごみ・紙オムツ）

地区名	下神野（福田除く） （上ヶ井含む）地区	上神野 （上ヶ井除く）地区 国吉・長谷毛原地区	真国・福田地区
収集日程	1月4日 （振替日）	1月4日	1月5日
	1月10日	1月11日	1月12日
	1月17日	1月18日	1月19日
	1月24日	1月25日	1月26日
	1月31日	2月1日	2月2日
	2月7日	2月8日	2月9日
	2月14日	2月15日	2月16日
	2月21日	2月22日	2月23日
	2月28日	3月1日	3月2日
	3月7日	3月8日	3月9日
	3月14日	3月15日	3月16日
	3月22日 （振替日）	3月22日	3月23日
	3月28日	3月29日	3月30日
	4月4日	4月5日	4月6日
	4月11日	4月12日	4月13日
	4月18日	4月19日	4月20日
	4月25日	4月26日	4月27日
	5月1日 （振替日）	5月1日 （振替日）	5月2日 （振替日）
	5月9日	5月10日	5月11日
	5月16日	5月17日	5月18日
	5月23日	5月24日	5月25日
	5月30日	5月31日	6月1日
	6月6日	6月7日	6月8日
	6月13日	6月14日	6月15日
	6月20日	6月21日	6月22日
	6月27日	6月28日	6月29日

地区名	下神野（福田除く） （上ヶ井含む）地区	上神野 （上ヶ井除く）地区 国吉・長谷毛原地区	真国・福田地区
収集日程	7月4日	7月5日	7月6日
	7月11日	7月12日	7月13日
	7月18日	7月19日	7月20日
	7月25日	7月26日	7月27日
	8月1日	8月2日	8月3日
	8月8日	8月9日	8月10日
	8月15日	8月16日	8月17日
	8月22日	8月23日	8月24日
	8月29日	8月30日	8月31日
	9月5日	9月6日	9月7日
	9月12日	9月13日	9月14日
	9月19日	9月20日	9月21日
	9月26日	9月27日	9月28日
	10月3日	10月4日	10月5日
	10月10日	10月11日	10月12日
	10月17日	10月18日	10月19日
	10月24日	10月25日	10月26日
	10月31日	11月1日	11月2日
	11月7日	11月8日	11月9日
	11月14日	11月15日	11月16日
	11月21日	11月22日	11月22日 （振替日）
	11月28日	11月29日	11月30日
	12月5日	12月6日	12月7日
	12月12日	12月13日	12月14日
	12月19日	12月20日	12月21日
	12月26日	12月27日	12月27日 （振替日）

収集できないごみ

- 家電リサイクル法による家電5品目（エアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機）
- パソコン等
- 事業活動によって生じたごみ
- 町外で発生したごみ
- 建築廃材、瓦、セメント、木くず、タイヤ、バッテリー、単車、廃油、石油、シンナー、農薬
- 医療廃棄物（注射器等）
- その他危険物等（各々専門の処理施設へ搬入していただくか購入店等で相談して下さい。）



## 家庭ごみ処理手数料等

家庭ごみ処理手数料	種 別	数 量	金 額
	台所ごみ用袋 (大)	10 枚	400 円
	台所ごみ用袋 (小)	10 枚	300 円
	アルミ缶用袋・スチール缶用袋	10 枚	300 円
	ビン用袋	10 枚	300 円
	セトモノ等用袋	10 枚	300 円
	その他のごみ用袋	10 枚	400 円
	切符 粗大ごみ 10 kg 毎又は 0.04m <sup>3</sup> 毎 古紙 10 kg 毎	1 枚	20 円

家庭ごみ袋の規格	種 類	規格 (mm)	厚さ (mm)	袋 色	袋印字色
	台所ごみ用袋 (大)	840 × 650	0.06	緑	赤
	台所ごみ用袋 (小)	700 × 500	0.05	緑	赤
	アルミ缶用袋	800 × 500	0.05	透明	青
	スチール缶用袋	800 × 500	0.05	透明	赤
	ビン用袋	800 × 500	0.08	透明	白
	セトモノ等用袋	600 × 400	0.05	ピンク	黒
	その他のごみ用袋	800 × 500	0.06	透明	緑

※旧美里町区域の紙オムツについては、大便を自家処理して台所ごみ用袋に入れてください。

※合併前の条例の規定により流通している指定袋等については、平成18年3月31日まで、それぞれの旧町の区域で使用することができます。また新町の指定袋等に交換を希望される方は、平成18年6月30日までに交換を申し出ることができます。

# 町営住宅

- 本 庁／企画管財課 ☎ 489 - 5913
- 神野支所／総務室 ☎ 495 - 3471

## 町営住宅の募集

町営住宅は、空きができた次第随時募集します。募集については、町広報、回覧でお知らせします。

団 地 名	位 置	建設年度
動木・平第1団地	紀美野町動木	昭和47年度
動木・平第2団地	紀美野町動木	昭和48年度
動木・平第3団地	紀美野町動木	昭和52年度
動木・平第4団地	紀美野町動木	昭和60年度
吉野第1団地	紀美野町吉野	昭和41年度
吉野第2団地	紀美野町吉野	昭和42年度
下佐々第2団地	紀美野町下佐々	昭和43年度
下佐々第3団地	紀美野町下佐々	昭和43年度
下佐々第4団地	紀美野町下佐々	昭和44年度
下佐々第5団地	紀美野町下佐々	昭和45年度
下佐々第6団地	紀美野町下佐々	昭和46年度
下佐々第7団地	紀美野町下佐々	昭和47年度

団 地 名	位 置	建設年度
下佐々第8団地	紀美野町下佐々	平成6年度
吉見団地	紀美野町下佐々	平成12年度
福井第1団地	紀美野町福井	昭和28年度
福井第2団地	紀美野町福井	平成3年度
松瀬団地	紀美野町松瀬	平成3年度
神原第1団地	紀美野町神野市場	昭和45年度
神原第2団地	紀美野町神野市場	昭和46年度
神原第3団地	紀美野町神野市場	昭和47年度
野中団地	紀美野町野中	平成5年度
安井団地	紀美野町安井	平成6年度
安井第2団地	紀美野町安井	平成7年度
毛原宮団地	紀美野町毛原宮	平成6年度

### 特定町営住宅

団 地 名	位 置	建設年度
野中団地	紀美野町野中	平成6年度

# 上水道・簡易水道

- 本 庁／水道課 ☎ 489 - 2474
- 神野支所／水道室 ☎ 495 - 3466

## 水道料金

当分の間はそれぞれ旧町の制度を維持し、額は現行のとおりとなります。

## 分担金（加入金）

当分の間はそれぞれ旧町の制度を維持し、額は現行のとおりとなります。

## 水道料金の口座振替日

毎月 25 日（旧美里町で振替されていた方は、平成 18 年 1 月分より、17 日から 25 日へ変更になりますのでご注意ください。）

## 手数料

手数料は下記のとおりとなります。（平成 18 年 1 月 1 日から）

種 別	金 額
給 水 装 置 工 事 設 計	1 件 1,000 円
給 水 装 置 工 事 設 計 審 査	1 件 500 円
給 水 装 置 工 事 検 査	1 件 2,500 円
指定給水装置工事事業者申請	1 件 10,000 円

# 自治会等

- 本 庁／総務課 ☎ 489 - 5912
- 神野支所／総務室 ☎ 495 - 3471

## 自治会

現在の自治会、区長会、単位自治会又は区は、現行どおりです。

## 防犯灯助成

自治会が設置する新規防犯灯設置に対する費用を補助します。



## 議 会

- 議会事務局 ☎489-5914

議会は皆さんの代表である議員が町政の基本的な方針を決定するところです。町の発展のために、町民の一人でも多くの意見を反映させるよう努力しています。町民の代表による町の議決機関として、年4回の定例会のほか必要に応じて臨時会が開かれます。

議会の本会議は公開されており、どなたでも傍聴することができます。傍聴される方は、会議の当日、傍聴席の入り口で受付の手続きをしてください。また、町政に関する要望がある場合は、請願書（紹介議員が必要）や陳情書を提出することができます。

## 選 挙

- 本庁／総務課 ☎489-5912

### 投票所

選挙当日の投票は、22 投票所（旧野上町地域 8 投票所及び旧美里町地域 14 投票所）で行います。

### 期日前投票

選挙当日に、都合で投票できない方は、役場本庁で事前に、期日前投票をすることができます。

### 不在者投票

紀美野町以外の市区町村にいらっしゃる方（仕事・学業等）や老人ホーム、病院等に入居・入院されている方は不在者投票ができます。

## 交 通

- 本 庁／総務課生活安全室 ☎489-5907
- 神野支所／総務室 ☎495-3471

### 交通

町内の高齢者及び交通弱者等の交通の確保を図るため、コミュニティーバス 5 台で町内を運行します。運賃は町内一律 200 円です。（尚、身体障害者、中学生以下の生徒・児童等は無料です。）

※ただし、上記の新しいバスの時刻・料金等での運行時期は、関係行政機関の許可が下り次第、別途お知らせします。それまでの期間は、旧野上町・旧美里町の時刻・料金等で運行します。

## 情報公開・個人情報保護

- 本 庁／総務課 ☎489-5912
- 神野支所／総務室 ☎495-3471

情報公開・個人情報保護における開示は本庁総務課及び神野支所総務室で受け付けます。



その他

# 地籍調査

- 本 庁／企画管財課 ☎489-5913
- 神野支所／地籍調査課 ☎495-3461

## 地籍調査成果の閲覧について

旧野上町地域地籍調査成果（地籍図・地籍簿等）の閲覧は本庁企画管財課で取り扱います。  
旧美里町地域地籍調査成果（地籍図・地籍簿等）の閲覧は神野支所地籍調査課で取り扱います。

本庁及び神野支所に備え付けの申請用紙もしくは紀美野町ホームページの様式で、閲覧申請を行なってください。

# 建設関係

- 本 庁／建設課 ☎489-5904
- 神野支所／建設室 ☎495-3460

## 合併処理浄化槽設置整備事業

浄化槽設置補助事業により生活排水を適正に処理し、公共用水域の水質保全に寄与し、生活環境の改善を図ります。

合併浄化槽設置補助制度

合併浄化槽設置補助（国県補助対象分）

種 類	補 助 額
5人槽	354,000円
6～7人槽	411,000円
8～50人槽	519,000円

合併浄化槽設置補助（町単独分）

種 類	補 助 額
5人槽	50,000円
6～7人槽	50,000円
8～50人槽	50,000円

## 農道整備事業

農道を整備することにより、生産者の営農労力等を節減し、農業経営の合理化を図るための事業を実施します。

## 小規模土地改良事業

農業基盤の整備を図るため、国の補助事業に採択されがたい小規模的な公共事業で農道、かんがい排水、ため池保全等にかかる新設及び改良事業を実施します。

## 林道事業

林道生産基盤の整備を図る林道改良事業を実施します。

## 土木事業

地域社会の発展や広域化に伴い道路交通需要が増加の一途をたどるなかで、快適な日常生活を営むための住民のニーズにあった道路や河川の維持及び改良等の事業を行います。



その他

# 消 防 「火災・救急・救助は 119 番」

野上美里消防組合は、合併時に紀美野町の消防本部及び消防署として再編します。

## 消防本部 紀美野町下佐々 803 番地 1

紀美野町消防本部 ☎ 489 - 5146 (代表)  
 庶務課 ☎ 489 - 6301  
 警防課 ☎ 489 - 6302  
 予防課 ☎ 489 - 6303

## 消防署 紀美野町下佐々 803 番地 1

紀美野町消防署 ☎ 489 - 6300

## 消防団 紀美野町下佐々 803 番地 1

紀美野町消防団本部 ☎ 489 - 6301  
 管轄区域は、そのままです。

### 分団名

- 旧野上町は 1 分団から 10 分団
- 旧美里町は 11 分団から 16 分団

# 防災行政無線

- 本 庁／総務課 ☎ 489 - 5912

## 放送内容

放送内容は、当分の間、現行のとおりです。

旧 野 上 町	
定時放送	ミュージックチャイム (正午と午後5時)
行政放送	緊急性のある行政放送
緊急放送	気象警報等の緊急情報 (自動放送なし)



その他

# 住所表示の変更により必要となる手続き

平成18年1月1日から、住所表示が「紀美野町」に変わることに伴い、官公署等で住所の表示変更手続きが必要となる場合があります。

ただし、ほとんどの項目については手続きの必要はありませんが、ご本人の希望により住所変更をすることができるものもありますので、ご希望の方は、関係機関の担当窓口にお問い合わせ下さい。

## 官公署等

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
土地、建物の登記簿	法務局海南出張所で登記されている旧町内にある土地、建物の所有者	(1)「野上町」及び「美里町」の土地・建物の所在は、法務局が職権で「紀美野町」と変更します。 (2)所有者または抵当権者等の住所は、法務局の職権では「紀美野町」と変更されません。しかし、「野上町」及び「美里町」を「紀美野町」に変更の登記があったものとみなされますので、住所変更の手続きは、特に必要ありません。 ただし、登記簿の住所の表示が「野上町」及び「美里町」のままで差し支えがある方は、法務局の窓口に備え付けの登記申請書に必要事項を記入し、新町で発行する「合併証明書」を添付のうえ、平成18年1月4日以降に住所変更の登記申請をしてください。登記に要する費用（登録免許税）は無料です。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	和歌山地方法務局 海南出張所 海南市船尾257-7 ☎073-482-0381
商業・法人の登記簿	旧町に本店等を有する会社及びその代表者	(1)法務局海南出張所において登記されている旧野上町及び旧美里町に所在する会社・法人等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）及び支配人を置いた営業所の所在地は、法務局が職権で「紀美野町」に変更します。 (2)代表取締役や理事等の代表者の住所は、法務局の職権では「紀美野町」に変更されません。しかし、「野上町」及び「美里町」を「紀美野町」と変更登記があったものとみなす規定がありますので、住所変更の手続きは、特に必要ありません。 ただし、登記簿の記載が旧住所のままで差し支えがある場合は、法務局の窓口に備え付けの登記申請書に必要事項を記入し、新町で発行する「合併証明書」を添付のうえ、平成18年1月4日以降に住所変更の登記申請をしてください。登記に要する費用（登録免許税）は無料です。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	
自動車検査証	自動車（軽自動車を除く） オートバイの所有者・使用者 (251cc～)	手続きは必要ありません。 ただし、住所変更を希望する場合や、転売、抹消登録などをする場合は、手続きが必要となりますので、窓口へお問い合わせください。 なお、新町名に変更することを希望される方は、新町で発行する「合併証明書」を添付して申請することができます。 詳しくは窓口へお問い合わせください。	近畿運輸局 和歌山運輸支局 和歌山市湊1106-4 ☎073-422-2154
軽自動車届出済証	オートバイの所有者・使用者 (126cc～250cc)	手続きは必要ありません。 なお、新町名に変更することを希望される方は、新町で発行する「合併証明書」を申請書に添付し、申請することができます。（転売・抹消登録等の場合は、右記へ問い合わせ願います。） 詳しくは窓口へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 和歌山事務所 和歌山市西浜1660-405 ☎073-433-4655
軽自動車の届出済証	3輪、4輪の軽自動車の 使用者	手続きは必要ありません。 なお、新町名に変更することを希望される方は、新町で発行する「合併証明書」を申請書に添付し、申請することができます。（転売・抹消登録等の場合は、右記へ問い合わせ願います。） 詳しくは窓口へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 和歌山事務所 和歌山市西浜1660-405 ☎073-433-4655
国民年金、厚生年金の受給者	国民年金・厚生年金を受給されている方	手続きは必要ありません。	和歌山社会保険事務局 和歌山西事務所 和歌山市関戸2丁目1番43号 ☎073-447-1111
国民年金加入者	国民年金に加入している方	手続きは必要ありません。	
厚生年金保険加入事務所の住所	厚生年金加入事業所	手続きは必要ありません。	
政府管掌健康保険の被保険者証	左記の健康保険の被保険者証をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
政府管掌健康保険加入事務所の住所	左記の健康保険の加入事務所	手続きは必要ありません。	



住所表示の変更により必要となる手続き

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
建設業許可	左記許可を受けておられる方	手続きは必要ありません。	(大臣許可) 国土交通省 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 ☎06-6942-1141 (知事許可) 和歌山県 技術調査課 建設業班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3064
小型船舶操縦免許	左記免許をお持ちの方	手続きは次回更新まで必要ありません。	近畿運輸局 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 ☎06-6949-6434
たばこ小売販売業許可証	左記許可証をお持ちの方	手続きは必要ありません	近畿財務局 理財部 理財第2課 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 ☎06-6949-6368
各種公正証書(遺言)、会社の定款の認証	公正証書類作成者	合併前に作成された公正証書等は、合併後においてもすべてそのまま有効です。 手続きは必要ありません。 なお、新町発足前に作成済みの公正証書に基づき、新町発足後に権利事務を実行する場合には、新住所の住民票が必要となる場合があります。	和歌山合同公正役場 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル3階 ☎073-431-1535
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)の所有者	手続きは必要ありません。 なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所は、ご自身で二本線で消し、余白部に新しい住所をお書きください。ただし、修正液等の使用による訂正、他のページへの記載は、旅券が無効となりますのでご注意ください。旅券発給申請のために申請時6か月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	和歌山県パスポートセンター 和歌山市美園町5丁目61 和歌山ステーションビル4階 ☎073-436-7888
自動車運転免許証	左記免許証の交付を受けている方	住所の表示変更による手続きは必要ありません。	和歌山県警察本部運転免許課 和歌山市西1番地 ☎073-473-0110
電話番号電話帳記載の住所	利用者の皆さん	手続きは必要ありません。 また、電話番号も変更ありません。	NTT西日本和歌山支店 和歌山市一番丁5 ☎116
電気	使用者の皆さん	手続きは必要ありません。 ただし、契約名義の変更の場合は、右記関係機関へ申し出てください。	関西電力 和歌山営業所 和歌山市岡山丁40 ☎073-422-8111
郵便番号	利用者の皆さん	手続きは必要ありません。 郵便番号は原則として変更せず、現在設定されている番号が引き継がれます。 郵便物のあて先は旧住所でも配達されますが、差出人の方に機会をとらえて、新住所をお知らせいただくようご配慮お願いいたします。	野上郵便局 動木110-1 ☎074-489-2050 美里郵便局 神野市場409-1 ☎073-495-2050 梅本郵便局 梅本3 ☎073-489-3920 国吉郵便局 田70 ☎073-498-0250 毛原郵便局 毛原宮253-2 ☎073-499-0050 真国郵便局 真国宮140 ☎073-497-0250 下佐々簡易郵便局 下佐々271 ☎073-489-2925 上神野簡易郵便局 鎌滝70 ☎073-495-2336
キャッシュカード、預金通帳、定期預金証書等	キャッシュカードをお持ちの方、預金者等の皆さん	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、当座預金、融資取引等がある方は、住所変更手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関の窓口にお問い合わせください。	各金融機関・郵便局
クレジットカード	クレジットカードをお持ちの方	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、各社で対応が異なる場合がありますので、詳細については、各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。	各クレジット会社
各種有価証券	株券等の有価証券をお持ちの方	各社で対応が異なりますので、詳細については、各社の窓口で確認してください。	各規約等に定める窓口
生命保険、損害保険証書等	生命保険・損害保険等の加入者の皆さん	一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、詳細については、各保険会社の窓口を確認してください。	各保険会社等

## 県関係

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
宗教法人規則	宗教法人代表役員	規則中の事務所所在地を変更し、宗教法人登記簿謄本を添付の上、宗教法人規則変更届を提出する必要があります。	和歌山県 総務学事課 文教班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2098
宗教法人代表役員の変更	宗教法人代表役員	変更後の宗教法人登記簿謄本を添付の上、代表役員住所変更届を提出する必要があります。	
学校法人寄附行為	学校法人理事長	寄附行為変更後、寄附行為変更届を提出する必要があります。 なお、変更後の学校法人登記簿謄本の添付は不要です。	
私立学校学則	私立学校設置者	学則変更後、学則変更届を提出する必要があります。	
年金 (地方職員共済組合 公立学校共済組合 警察共済組合)	各共済年金受給者	手続きが必要です。 それぞれの関係機関にお問い合わせください。	地方職員共済組合 年金部 給付課 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル ☎03-3261-9846 公立学校共済組合 年金相談センター 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 ☎03-5259-1122 警察共済組合 年金給付課 東京都千代田区三番町6-8 ☎03-5213-7579 和歌山県 警察本部 厚生課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-432-0110
危険物取扱者免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	(財) 消防試験研究センター 和歌山県支部 和歌山市雑賀屋町51番地 第二汀ビル2階 ☎073-425-3369
消防設備士免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	
火薬類製造・販売許可	許可の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 消防保安課 産業保安班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2263
火薬庫許可(恒久的な火薬庫)	許可の名義人	手続きは必要ありません。	
猟銃等製造・販売許可	許可の名義人	手続きは必要ありません。	
高圧ガス関係事業許可等	許可の名義人	手続きは必要ありません。	
登録電気工事業者	登録の名義人	手続きは必要ありません。	
液化石油ガス販売事業者登録	登録の名義人	手続きは必要ありません。	
液化石油ガス設備士免状	免状の所持者	新町で発行する合併証明書を添付の上、免状書き換え申請の手続きを行ってください。 免状書き換え申請手数料は無料です。	
高圧ガス免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	
電気工事士免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	
丙種火薬類製造・甲、乙種火薬類取扱免状	免状の所持者	手続きは必要ありません。	
保安機関認定	認定の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 消防保安課 産業保安班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2263 和歌山県 海草振興局 地域行政課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3365
露店営業許可	左記許可申請者	手続きは必要ありません。	和歌山県 商工振興課 商業振興班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2742 和歌山県 海草振興局 地域行政課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3365
中小企業等協同組合定款	中小企業等協同組合代表理事	通常の手続きにより、定款変更の申請を行う必要があります。	
火薬庫許可(二級火薬庫)	許可の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 地域行政課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3365

住所表示の変更により必要となる手続き



住所表示の変更により必要となる手続き

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
被爆者健康手帳	左記健康手帳所持者	変更届けにより、変更手続きを行ってください。	和歌山県 海草振興局 健康推進課 海南市大野中939 ☎073-482-0600
患者票(結核)	公費負担医療受給者	手続きは必要ありません。	
結核登録票	左記登録患者	手続きは必要ありません。	
特定疾患医療受給者証	左記医療受給者	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 生活福祉課 海南市大野中939 ☎073-482-0600
先天性血液凝固因子障害等医療受給者証	左記医療受給者	手続きは必要ありません。	
農薬販売者の届出	左記販売者	通常の手続きにより、2週間以内に届出する必要があります。手数料は不要です。	和歌山県 海草振興局 農林水産普及課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3373
特殊肥料生産業者・肥料販売者の届出	左記生産・販売者	通常の手続きにより、2週間以内に届出する必要があります。手数料は不要です。	
動物用医薬品等販売業許可	左記許可の名義人	手続きは必要ありません。業者の自主判断によります。手数料は不要です。(許可証の書換交付には手数料が必要です。)	
家畜商免許証台帳	左記登録者	通常の手続きにより、家畜商免許証を添えて県知事に届出なければなりません。また、同時に書換交付も申請する必要があります。	和歌山県 海草振興局 農林水産普及課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3373
河川占用許可	左記許可の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 管理課 和歌山市築港1-14-2 ☎073-423-5952
砂利採取業登録	左記登録の名義人	手続きは必要ありません。	
道路占用許可	左記の許可を受けておられる方	手続きは必要ありません。	
狩猟免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 林務課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3357
産業廃棄物処理業等関係許可	左記許可の名義人	手続きは必要ありません。なお、事業者が住所の表示変更を求める場合には変更届を提出してください。	和歌山県 廃棄物対策課 産業廃棄物班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2692 和歌山県 海南保健所 海南市大野中939 ☎073-482-0600
第一種フロン類回収業者登録	左記登録事業者	手続きは必要ありません。	和歌山県 環境管理課 大気環境班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2683
第二種フロン類回収業者登録	左記登録事業者	手続きは必要ありません。	
第二種特定製品引取業者登録	左記登録事業者	手続きは必要ありません。	
建築物衛生登録証	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	和歌山県 生活衛生課 衛生指導班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2622 和歌山県 海南保健所 海南市大野中939 ☎073-482-0600
動物取扱業届出	左記の届出者	手続きは必要ありません。	和歌山県 生活衛生課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2620
製菓衛生師・調理師免許	左記免許の所有者	手続きは必要ありません。	和歌山県 生活衛生課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2620 和歌山県 海南保健所 海南市大野中939 ☎073-482-0600
専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届	専用水道設置者	手続きは必要ありません。	和歌山県 海南保健所 衛生環境課 海南市大野中939 ☎073-482-0600
簡易専用水道届出事項変更届	簡易専用水道設置者	手続きは必要ありません。	
自動車リサイクル法関係事業所	左記事業者の代表者	手続きは必要ありません。	和歌山県 海草振興局 衛生環境課 海南市大野中939 ☎073-482-0600

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
クリーニング師免許	左記免許の所有者	手続きは必要ありません。	和歌山県 海南保健所 海南市大野中 939 ☎073-482-0600
クリーニング所（取次所）開設届	左記の届出者	手続きは必要ありません。	
墓地、埋葬等に関する許可	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	
興行場営業許可	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	
公衆浴場営業許可	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	
旅館営業許可	左記許可の代表者等	手続きは必要ありません。	
理美容所開設等届出	左記の届出者	手続きは必要ありません。	
栄養士・管理栄養士免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
食品関係営業許可・届出	左記の許可・届出の名義人	手続きは必要ありません。 なお、食品衛生法に基づく食品の表示にあたっては、合併の日から新しい住所による表示が必要となります。	
食品衛生責任者・管理者届	左記届出の名義人	手続きは必要ありません。	
食鳥処理事業許可	左記許可の名義人	通常の手続きにより、遅滞なく知事に届け出る必要があります。	
医療法人定款	医療法人代表者	通常の手続きにより、定款変更の届出を行う必要があります。	
病院等開設許可	病院等開設者	通常の手続きにより、変更等の届出を行う必要があります。	
施術所等開設届	施術所等開設者	通常の手続きにより、変更等の届出を行う必要があります。	
社会福祉法人定款変更届出	法人の所在地	通常の手続きに従い定款変更届等の届出を行う必要があります。手数料は無料。	
医師・歯科医師免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
保健師・助産師・看護師免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
歯科衛生士免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
あんまマッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
薬剤師免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	
浄化槽設置計画書 浄化槽設置届出書	浄化槽設置者	手続きは必要ありません。	
介護保険事業者登録	左記登録の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 長寿社会推進課 サービス指導班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2527
支援費事業者登録	支援費事業者	手続きは必要ありません。 職権により変更します。	和歌山県 障害福祉課 在宅福祉班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2533 和歌山県 障害福祉課 施設福祉班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2537
心身障害者扶養共済	左記の共済加入者及び年金受給者	手続きは必要ありません。 職権により変更します。	和歌山県 障害福祉課 まちづくり福祉班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2532
小児慢性特定疾患医療受給者証	左記受給者	手続きは必要ありません。	和歌山県 健康対策課 母子保健班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-2642
未熟児養育医療券	左記対象者	手続きは必要ありません。	
小児慢性特定疾患委託契約医療機関	左記医療機関	手続きは必要ありません。	



住所表示の変更により必要となる手続き

項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
精神障害者 保健福祉手帳	左記手帳所持者	手続きは必要ありません。 なお、所持者から申し出があれば、市町村窓口 で住所の表示変更を行います。	和歌山県 精神保健福祉センター 和歌山市手平二丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 2階 ☎073-435-5194
通院医療費公費負 担患者票	左記患者票所持者	手続きは必要ありません。	
覚せい剤原料取扱 者又は覚せい剤原 料研究者の指定	左記の名義人	手続きは必要ありません。 次回申請時に変更することになります。	和歌山県 薬務課 指導班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2663
麻薬取扱者免許	左記免許の名義人	手続きは必要ありません。 次回申請時に変更することになります。	和歌山県 海南保健所 衛生環境課 海南市大野中939 ☎073-482-0600
指定製造事業者登録	左記の登録者	合併後、届出手続きが必要です。 手数料は不要です。	和歌山県 商工労働総務課 計量指導班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2713
特定計量器製造事 業届出	左記の届出者	合併後、届出手続きが必要です。 手数料は不要です。	
計量証明事業 登録	左記の登録者	合併後、届出手続きが必要です。手数料は不要 です。(登録証に係る住所等の訂正には、本来手 数料が必要ですが、合併に関するものにつて は無料です。)	
適正計量管理 事業所の指定	左記指定の名義人	合併後、届出手続きが必要です。 手数料は不要です。	
特定計量器（修理、 販売）事業届出	左記の届出者	届出等は不要です。職権により変更します。 台帳備考に「合併による」を記載します。	
貸金業登録	左記の登録を受けている方	手続きは必要ありません。	和歌山県 商工労働部 商工政策局 商工労働総務課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2720
通案内業 免許証	左記免許証の所有者	合併後、住所変更の手続きを行う場合は、書換 え申請書により行ってください。手数料は不要 です。	和歌山県 観光交流課 交流推進班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2785
動物用医薬品 等製造業許可	左記許可の名義人	手続きは必要ありません。業者の自主判断によ ります。手数料は不要です。	和歌山県 畜産課 衛生班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2925
飼料製造業者 等届出	左記届出者	通常の手続きにより、1カ月以内に農林水産大臣 又は都道府県知事に届け出る必要があります。	
家畜診療施設（動 物病院）の開設備	左記届出者	手続きは必要ありません。	
ふ化業者の登録	左記登録者	最も近い申請時に変更を行ってください。	和歌山県 畜産課 振興班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2924
森林施業計画	左記計画代表者	手続きは必要ありません。更新や変更申請等の 機会に変更手続きを行ってください。手数料は 不要です。	和歌山県 林業振興課 計画普及班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2962
林地開発許可 申請	左記申請者	手続きは必要ありません。変更申請、完了確認 申請時等に変更してください。	和歌山県 森林整備課 森林保全班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2979
物品入札参加資格 者名簿登録	物品入札参加資格者 名簿登録	手続きは必要ありません。	和歌山県 総務部 総務管理局 総務事務集中課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2291
肥料登録の申請	普通肥料（知事登録）生産 業者の方	合併後、速やかに肥料登録事項変更届出書及び 肥料登録証の書換申請書を提出してください。	和歌山県 エコ農業推進室 農業環境班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-2906
採石業者の登録	左記の登録をされている方	手続きは必要ありません。	和歌山県 県土整備部河川・ 下水道局 砂防課 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3171
解体工事業者 登録簿	個人事業者・法人事業者の 営業所の住所	手続きは必要ありません。	和歌山県 技術調査課 建設業班 和歌山市小松原通1-1 ☎073-441-3064
浄化槽工事業者登 録簿	個人事業者・法人事業者の 営業所の住所	手続きは必要ありません。	
建設工事等入札参 加資格申請（県内 事業者）	個人事業者・法人事業者の 営業所の住所	手続きは必要ありません。	
建設工事等入札参 加資格申請（県内 事業者以外）	個人事業者・法人事業者の 営業所の住所	住所の表示変更等の届出を行う必要があります。	



項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
浄化槽保守点検業者登録	左記登録業者	手続きは必要ありません。	和歌山県 生活排水課 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3203
一級・二級・木造建築士事務所登録	左記事務所の開設者	手続きは必要ありません。	和歌山県 都市政策課 調整班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3230
二級・木造建築士免許	左記免許の名義人	手続きは必要ありません。	
一級建築士免許	左記の免許をお持ちの方	手続きは必要ありません。	和歌山県 都市政策課 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3230
屋外広告業届出	左記の届出者	手続きは必要ありません。	和歌山県 都市政策課 都市計画班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3228
宅地建物取引業者名簿	和歌山県知事免許の宅地建物取引業者	手続きは必要ありません。ただし、現行免許証の書換えを希望される場合は通常の所在地変更手続きとなります。	和歌山県 公共建築課 (主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡) 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3243 和歌山県 海草振興局 建設部 (上記以外) 和歌山市築港 1-14-2 ☎073-423-5951
宅地建物取引主任者資格登録簿	和歌山県知事の資格登録を行っている宅地建物取引主任者及び宅地建物取引主任者資格者	手続きは必要ありません。ただし、取引主任者証の書換えを希望される場合は通常の住所変更手続きとなります。	和歌山県 公共建築課 (住所が県外、和歌山市、海南市、海草郡) 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3243 和歌山県 公共建築課 又は 和歌山県 海草振興局 建設部 (上記以外) 和歌山市築港 1-14-2 ☎073-423-5951
不動産鑑定士(補)・不動産鑑定業者の登録(変更)	不動産鑑定士(補)・不動産鑑定業者	合併後、速やかに所定の様式により、変更手続きを行って下さい。	和歌山県 公共建築課 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3243
債権債務者登録	登録済債権債務者	手続きは必要ありません。	和歌山県 出納室 決算班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3288
和歌山県証紙売りさばき人指定	和歌山県証紙売りさばき人	手続きは必要ありません。	和歌山県 教育委員会事務局 生涯学習課 奨学班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3663
進学奨励金	左記の対象者	手続きは必要ありません。	
修学奨励金	左記の対象者	手続きは必要ありません。	
銃砲刀剣類登録	左記登録の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 教育委員会事務局 文化遺産課 普及班 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-441-3730
県立図書館貸出利用券	貸出利用券の所有者	手続きは必要ありません。	和歌山県立図書館 サービス課 和歌山市西高松一丁目 7-38 ☎073-436-9500
風俗営業許可証	左記許可証の名義人	手続きは必要ありません。なお、住所の表示変更を希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。	和歌山県 警察本部 生活安全企画課 営業係 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-423-0110
古物商、古物市場主の許可証 質屋許可証 金属くず商許可証、金属くず行商の証	左記許可証の名義人	手続きは必要ありません。なお、住所の表示変更を希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。	和歌山県 警察本部 生活安全企画課 営業係 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-423-0110
警備業認定証	左記認定証の名義人	手続きは必要ありません。なお、住所の表示変更を希望される方は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行うことができます。	和歌山県 警察本部 生活安全企画課 企画指導係 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-423-0110
警備員指導教育責任者資格者証 機械警備業務管理者資格者証 警備員に係る検定合格者証	左記資格者証、検定合格証の名義人	手続きは必要ありません。なお、本籍・住所の表示変更を希望される方は、資格者証・合格証の交付を受けた警察署で手続きを行うことができます。	



項目	対象者	必要となる手続き	関係機関等
人命救助等に従事する者届出済証明書	左記証明書の名義人	来署の機会又は一斉検査時に書換えを行ってください。(手数料は不要です。)	和歌山県 警察本部 生活環境課 和歌山市小松原通 1-1 ☎073-423-0110
猟銃空気銃所持許可証	左記許可証の名義人	最も近い更新時又は一時検査時に書換えを行ってください。(手数料は不要です。)	
鉄砲所持許可証	左記許可証の名義人	来署の機会又は一斉検査時に書換えを行ってください。(手数料は無料です。)	
刀剣類所持許可証	左記許可証の名義人	来署の機会又は一斉検査時に書換えを行ってください。(手数料は不要です。)	
自動車運転代行業認定証	左記認定証の名義人	手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、主たる営業所を管轄する警察署で変更の手続きができます。(手数料は不要です。)	和歌山県 警察本部 交通企画課 和歌山市西 1 番地 ☎073-473-0110
自動車運転免許証	左記免許証の名義人	手続きは必要ありません。	和歌山県 警察本部 運転免許課 和歌山市西 1 番地 ☎073-473-0110
特定非営利活動法人 (NPO 法人) の事務所の所在	旧町に事務所を有する特定非営利活動法人 (NPO 法人)	事務所所在地の変更については定款変更の届出を NPO サポートセンターに行ってください。役員住所変更については役員変更の届出は不要です。 なお、法務局での登記変更の手続きは不要です。(住所変更に伴う手数料は不要です。)	NPO サポートセンター 和歌山市手平 2 丁目 1-2 (和歌山ビック愛 2F) ☎073-435-5424

住所表示の変更により必要となる手続き



## 町関係

項目	対象者	必要となる手続き
住民票・戸籍	住所・本籍が新町内にある方	手続きは必要ありません。(町長が職権で変更いたします。)
印鑑登録証(カード)	印鑑登録済みの方	再登録の必要はありませんが、順次新登録証と交換します。
外国人登録証明書	外国人登録者	手続きは必要ありません。
原付・小型特殊自動車所有者の住所及びナンバープレート	原動機自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	手続きは必要ありません。旧町の標識はそのまま使用して下さい。
国民年金	左記の年金に加入している方	手続きは必要ありません。
国民健康保険被保険者証	左記の被保険者証・認定証等をお持ちの方	手続きは必要ありません。新しい被保険者証を12月中に送付します。
国民健康保険高齢受給者証		手続きは必要ありません。新しい受給者証を12月中に送付します。
国民健康保険標準負担額減額認定証		手続きは必要ありません。新しい認定証を12月中に送付します。
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		手続きは必要ありません。新しい認定証を12月中に送付します。
国民健康保険特定疾病療養受療証		手続きは必要ありません。新しい受療証を12月中に送付します。
老人保健医療受給者証		左記の受給者証等をお持ちの方
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	手続きは必要ありません。新しい認定証を12月中に送付します。	
老人保健特定疾病療養受療証	手続きは必要ありません。新しい受療証を12月中に送付します。	
老人医療費受給者証	手続きは必要ありません。新しい受給者証を12月中に送付します。	
重度心身障害者、老人保健法による一部負担金不要者の証	手続きは必要ありません。新しい証を12月中に送付します。	
重度心身障害児者医療費受給者証	手続きは必要ありません。新しい受給者証を12月中に送付します。	
乳幼児医療費受給資格証	手続きは必要ありません。新しい受給資格証を12月中に送付します。	
ひとり親家庭医療費受給資格証	手続きは必要ありません。新しい受給資格証を12月中に送付します。	
介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	手続きは必要ありません。新しい被保険者証を12月中に送付します。
介護保険の各種減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	手続きは必要ありません。新しい認定証を12月中に送付します。
身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。次回申請時に変更します。
療育手帳	左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。次回申請時に変更します。
支援費受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	手続きは必要ありません。
特別障害者手当、障害児福祉手当	左記の手当等を受給されている方	手続きは必要ありません。
児童手当、児童扶養手当(証書含む)、特別児童扶養手当(証書含む)	左記の手当等を受給されている方	手続きは必要ありません。
母子健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。
健康手帳	左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。
戦傷病者手帳	左記の手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。次回切替時に変更します。
戦没者特別給付金	左記の給付金を受給されている方	手続きは必要ありません。
町立図書室利用者カード	左記の利用カードをお持ちの方	来館された際に新しい利用者カードを発行します。
保育所、小・中学校、高等学校への住所変更	学校等に在学されている方等	手続きは必要ありません。
水道利用者の住所	水道を利用されている方	手続きは必要ありません。
犬の登録	登録をしている方	手続きは必要ありません。
鳥獣飼養許可証	左記許可証をお持ちの方	手続きは必要ありません。
住所変更に関する証明書【合併証明書】	住民の方	通常は必要ありませんが、土地・建物登記簿の名義人の住所変更、会社等の商業登記、法人登記の代表者の住所変更登記等で必要になる場合があります。書面交付(証明)手数料は、無料です。「合併証明書」を希望される方には紀美野町役場住民課窓口または、神野支所住民室窓口で交付します。



# 公共施設の名称

施設等の区分	施設・機関名等	所在地等	電 話
役場 本庁	紀美野町役場 本庁	動木287番地	489-2430 (代表)
	議会	動木287番地	489-5914
	総務課	動木287番地	489-5912
	生活安全室	動木287番地	489-5907
	企画管財課	動木287番地	489-5913
	税務課	動木287番地	489-5905
	住民課	動木287番地	489-5903
	産業課	動木287番地	489-5901
	建設課	動木287番地	489-5904
	保健福祉課	下佐々 1408番地 4	489-9960 (代表)
	水道課	下佐々 446番地 1	489-2474
	会計課	動木287番地	489-5906
神野支所	紀美野町役場 神野支所	神野市場226番地 1	495-2021 (代表)
	総務室	神野市場226番地 1	495-3471
	地籍調査課	神野市場226番地 1	495-3461
	税務室	神野市場226番地 1	495-3465
	住民室	神野市場226番地 1	495-3463
	産業室	神野市場226番地 1	495-3462
	建設室	神野市場226番地 1	495-3460
	保健福祉室	神野市場226番地 1	495-3464
	水道室	神野市場226番地 1	495-3466
消防本部	紀美野町消防本部	下佐々 803番地 1	489-5146 (代表)
	紀美野町消防本部 庶務課	下佐々 803番地 1	489-6301
	紀美野町消防本部 警防課	下佐々 803番地 1	489-6302
	紀美野町消防本部 予防課	下佐々 803番地 1	489-6303
消防署	紀美野町消防署	下佐々 803番地 1	489-6300
出張所・診療所他	紀美野町役場小川出張所 (小川診療所)	奥佐々 22番地	489-2401
	紀美野町役場志賀野出張所 (志賀野診療所)	西野20番地 1	489-5112
	紀美野町役場国吉出張所 (国吉診療所)	田63番地	498-0002
	紀美野町役場長谷毛原出張所 (長谷毛原診療所)	毛原宮254番地 4	499-0300
	紀美野町役場真国出張所 (真国診療所)	真国宮32番地 2	497-0002
	紀美野町役場細野診療所	円明寺221番地	497-0241
	紀美野町民会館	神野市場336番地	495-3171
保健センター等	紀美野町総合福祉センター	下佐々 1408番地 4	489-9960 (代表)
	紀美野町長谷毛原健康センター	毛原宮 172番地 2	499-0610
上水道	紀美野町浄水場	下佐々 443番地 2	489-2474
下水道	平・吉見地区農業集落排水処理施設	動木 1604番地 1	489-5904
	紀美野町野上区域塵埃処理場	下佐々 1804番地	489-3751
	紀美野町美里区域塵埃処理場	神野市場654番地 1	495-3463
塵埃処理場	紀美野町大角ごみリサイクルセンター	大角607番地 1	495-3463
	紀美野町教育委員会	動木287番地	489-5910
	総務学事課	動木287番地	489-5910
教育委員会	生涯学習課	動木288番地 4	489-5915
	学事・生涯学習室	神野市場226番地 1	495-3473
	紀美野町総合運動場	動木 522番地	
運動施設	紀美野町野上勤労者体育センター	小畑 853番地 2	489-5368
	紀美野町農村総合センター	野中 410番地	495-3212
	紀美野町武道館	下佐々 926番地	489-5288
	紀美野町毛原公園 (毛原の郷)	毛原宮 10番地	
	紀美野町上神野公園広場	鎌滝 691番地	



施設等の区分	施設・機関名等	所在地等	電 話
文化施設	紀美野町文化センター	神野市場218番地	495-9055
	紀美野町中央公民館	動木288番地4	489-5915
	紀美野町小川地区公民館	中田23番地	489-4511
	紀美野町志賀野地区公民館	西野22番地1	489-5145
	紀美野町セミナーハウス未来塾	田25番地	498-0521
	星の動物園（みさと天文台）	松ヶ峯180番地	498-0305
	紀美野町自然体験世代交流センター	鎌滝636番地	495-3127
	紀美野町真国区民センター	真国宮32番地2	497-0002
児童館	紀美野町動木児童館	動木58番地1	
	紀美野町小畑児童館	小畑304	489-3551
	紀美野町中央児童館	下佐々149番地6	
	紀美野町吉見児童館	下佐々1752番地2	489-3954
	紀美野町吉野児童館	吉野143番地	
保育所	紀美野町立野上第1保育所	動木156番地	489-2144
	紀美野町立野上第2保育所	下佐々1363番地	489-4953
	紀美野町立小川保育所	中田5番地1	489-2405
	紀美野町立神野保育所	神野市場78番地	495-2049
	紀美野町立毛原保育所	毛原宮204番地	499-0131
小学校	紀美野町立野上小学	動木1445番地	489-2041
	紀美野町立野上小学柴目長谷分校	柴目1323番地	489-2379
	紀美野町立小川小学校	中田5番地	489-2402
	紀美野町立志賀野小学校	西野11番地1	489-2823
	紀美野町立下神野小学校	神野市場214番地	495-2019
	紀美野町立上神野小学校	鎌滝107番地	495-2529
	紀美野町立毛原小学校	毛原中689番地	499-0130
中学校	紀美野町立野上中学校	下佐々940番地	489-2459
	紀美野町立美里中学校	野中377番地	495-2016
	紀美野町立長谷毛原中学校	毛原宮222番地	499-0030
高等学校	和歌山県立大成高等学校	動木1515番地	489-2069
	和歌山県立大成高等学校美里分校	毛原中693番地	499-0034
公園等	紀美野町のかみふれあい公園	西野971番地1	489-5300
	紀美野町山の家おいし	中田899番地29	489-3586
病院	国保野上厚生総合病院	小畑198番地	489-2178
老人福祉施設	やすらぎ園	下佐々1408番地7	489-3631
宿泊施設	美里温泉かじか荘	菅沢6番地	498-0102
森林組合	和海森林組合	神野市場231番地2	495-3185
斎場	五色台広域施設組合	国木原577番地4	489-5505
県の機関	和歌山県動物愛護センター	国木原372番地	489-6500
警察署	海南警察署野上幹部交番	動木1390番地3	489-3042
	海南警察署毛原宮警察官駐在所	毛原宮254番地5	499-0024
	海南警察署神野市場警察官駐在所	神野市場321番地	495-2105
	海南警察署真国宮警察官駐在所	真国宮12番地3	497-0036
郵便局	野上郵便局	動木110番地1	489-2050
	梅本郵便局	梅本3番地	489-3920
	下佐々簡易郵便局	下佐々271番地	489-2925
	美里郵便局	神野市場391番地2	495-2050
	国吉郵便局	田470番地1	498-0077
	毛原郵便局	毛原宮253番地2	499-0050
	真国郵便局	真国宮140番地2	497-0250
	上神野簡易郵便局	鎌滝70番地	495-2336

